

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）

改正案	現行
目次 第一章 住宅性能評価 第一節 住宅性能評価（第一条―第七条） 第二節 <u>登録住宅性能評価機関（第八条―第二十三条）</u> 第三節 <u>登録講習機関（第二十四条―第三十九条）</u> 第二章 住宅型式性能認定等 第一節 <u>住宅型式性能認定（第四十条―第四十二条）</u> 第二節 <u>認証型式住宅部分等製造者（第四十三条―第五十七条）</u> 第三節 <u>登録住宅型式性能認定等機関（第五十八条―第七十七条）</u> 第三章 特別評価方法認定 第一節 <u>特別評価方法認定（第七十八条―第八十四条）</u> 第二節 <u>登録試験機関（第八十五条―第九十八条）</u> 第四章 住宅に係る紛争の処理体制 第一節 <u>指定住宅紛争処理機関（第九十九条―第百十五条）</u> 第二節 <u>住宅紛争処理支援センター（第百十六条―第百二十三条）</u> 第五章 <u>雑則（第百二十四条）</u> 附則 第一章 住宅性能評価 第一節 住宅性能評価 （住宅性能評価書に記載すべき事項） 第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 申請者の氏名又は名称及び住所 二 住宅性能評価を行つた新築住宅にあつては、当該新築住宅の建築主及び設計者の氏名又は名称及び連絡先 三 建設された住宅に係る住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）を行つた新	目次 第一章 住宅性能評価 第一節 住宅性能評価（第一条―第七条） 第二節 <u>指定住宅性能評価機関（第八条―第二十三条の二）</u> 第二章 住宅型式性能認定等 第一節 <u>住宅型式性能認定（第二十四条―第二十六条）</u> 第二節 <u>認証型式住宅部分等製造者等（第二十七条―第四十四条）</u> 第三節 <u>指定住宅型式性能認定機関（第四十五条―第五十七条の二）</u> 第四節 <u>承認住宅型式性能認定機関（第五十八条―第六十五条）</u> 第三章 特別評価方法認定 第一節 <u>特別評価方法認定（第六十六条―第七十条）</u> 第二節 <u>指定試験機関（第七十一条―第八十二条の二）</u> 第三節 <u>承認試験機関（第八十三条―第八十九条）</u> 第四章 住宅に係る紛争の処理体制 第一節 <u>指定住宅紛争処理機関（第九十条―第百六条）</u> 第二節 <u>住宅紛争処理支援センター（第百七条―第百十四条）</u> 附則 第一章 住宅性能評価 第一節 住宅性能評価 （住宅性能評価書に記載すべき事項） 第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 申請者の氏名又は名称及び住所 二 住宅性能評価を行つた新築住宅にあつては、当該新築住宅の建築主及び設計者の氏名又は名称及び連絡先 三 建設された住宅に係る住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）を行つた新

- 築住宅にあつては、当該新築住宅の工事監理者及び工事施工者の氏名又は名称及び連絡先
- 四 住宅性能評価を行つた既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）にあつては、当該既存住宅の所有者（当該既存住宅が共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）である場合にあつては、住宅性能評価を行つた住戸の所有者に限る。）の氏名又は名称及び連絡先
- 五 住宅性能評価を行つた既存住宅にあつては、新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替（修繕及び模様替にあつては、軽微なものを除く。）の時における当該既存住宅の建築主、設計者、工事監理者、工事施工者及び売主の氏名又は名称及び連絡先（国土交通大臣が定める方法により確認されたものに限る。）並びにその確認の方法
- 六 住宅性能評価を行つた住宅の所在地及び名称
- 七 住宅性能評価を行つた住宅の階数、延べ面積、構造その他の当該住宅に関する基本的事項で国土交通大臣が定めるもの（国土交通大臣が定める方法により確認されたものに限る。）及びその確認の方法
- 八 住宅性能評価を行つた住宅の性能その他日本住宅性能表示基準に従つて表示すべきもの
- 九 住宅性能評価を行つた既存住宅にあつては、住宅性能評価の際に認められた当該既存住宅に関し特記すべき事項（前号に掲げるものを除く。）
- 十 住宅性能評価書を交付する登録住宅性能評価機関の名称及び登録の番号
- 十一 登録住宅性能評価機関の印
- 十二 住宅性能評価を行つた評価員の氏名
- 十三 住宅性能評価書の交付番号
- 十四 住宅性能評価書を交付する年月日

（住宅性能評価書に付すべき標章）

- 第二条 法第五条第一項の国土交通省令で定める標章で設計住宅性能評価書に係るものは、別記第一号様式に定める標章とする。
- 2 法第五条第一項の国土交通省令で定める標章で建設住宅性能評価書に係るものは、住宅性能評価を行つた住宅が新築住宅である場合にあつては別記第二号様式に、既存住宅である場合にあつては別記第三号様式に定める標章とする。

（設計住宅性能評価の申請）

- 第三条 設計された住宅に係る住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）の申請をしようとする者は、別記第四号様式の設計住宅性能評価申請書（設計住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る設計住宅性能評価（以下この項において「変更設計住宅性能評価」という。）にあつては、第一面を別記第五号様式としたもの

- 築住宅にあつては、当該新築住宅の工事監理者及び工事施工者の氏名又は名称及び連絡先
- 四 住宅性能評価を行つた既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）にあつては、当該既存住宅の所有者（当該既存住宅が共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）である場合にあつては、住宅性能評価を行つた住戸の所有者に限る。）の氏名又は名称及び連絡先
- 五 住宅性能評価を行つた既存住宅にあつては、新築、増築、改築、移転、修繕及び模様替（修繕及び模様替にあつては、軽微なものを除く。）の時における当該既存住宅の建築主、設計者、工事監理者、工事施工者及び売主の氏名又は名称及び連絡先（国土交通大臣が定める方法により確認されたものに限る。）並びにその確認の方法
- 六 住宅性能評価を行つた住宅の所在地及び名称
- 七 住宅性能評価を行つた住宅の階数、延べ面積、構造その他の当該住宅に関する基本的事項で国土交通大臣が定めるもの（国土交通大臣が定める方法により確認されたものに限る。）及びその確認の方法
- 八 住宅性能評価を行つた住宅の性能その他日本住宅性能表示基準に従つて表示すべきもの
- 九 住宅性能評価を行つた既存住宅にあつては、住宅性能評価の際に認められた当該既存住宅に関し特記すべき事項（第八号に掲げるものを除く。）
- 十 住宅性能評価書を交付する指定住宅性能評価機関の名称及び指定の番号
- 十一 住宅性能評価を行つた評価員の氏名及び記名押印又は署名
- 十二 住宅性能評価書の交付番号
- 十三 住宅性能評価書を交付する年月日

（住宅性能評価書に付すべき標章）

- 第二条 法第五条第一項の国土交通省令で定める標章で設計住宅性能評価書に係るものは、別記第一号様式に定める標章とする。
- 2 法第五条第一項の国土交通省令で定める標章で建設住宅性能評価書に係るものは、住宅性能評価を行つた住宅が新築住宅である場合にあつては別記第二号様式に、既存住宅である場合にあつては別記第二号の二様式に定める標章とする。

（設計住宅性能評価の申請）

- 第三条 設計された住宅に係る住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）の申請をしようとする者は、別記第三号様式の設計住宅性能評価申請書（設計住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る設計住宅性能評価（以下この項において「変更設計住宅性能評価」という。）にあつては、第一面を別記第四号様式としたもの

とする。以下単に「設計住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、設計住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（変更設計住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。以下この条において「設計評価申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

2 前項の申請は、住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき事項（以下「性能表示事項」という。）のうち設計住宅性能評価を希望するもの（住宅性能評価を受けなければならない事項として国土交通大臣が定めるもの（以下「必須評価事項」という。）を除く。）を明らかにして、しなければならない。

3 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ^③の規定により指定されたものを明示することを要しない。

4 住宅である認証型式住宅部分等（認証外国型式住宅部分等製造者が製造をするものを含む。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者等認証書の写しを添えたものにあつては、第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ^④の規定により指定されたものを明示することを要しない。

5 特別評価方法認定を受けた方法（以下「認定特別評価方法」という。）を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない。この場合においては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従つて評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

6 登録住宅性能評価機関は、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理については、電子情報処理組織（登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この章において同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

（設計住宅性能評価書の交付等）

第四条 設計住宅性能評価書の交付は、設計住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行わなければならない。

とする。以下単に「設計住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、設計住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（変更設計住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。以下この条において「設計評価申請添付図書」という。）を添えて、これを指定住宅性能評価機関に提出しなければならない。

2 前項の申請は、住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき事項（以下「性能表示事項」という。）のうち設計住宅性能評価を希望するもの（住宅性能評価を受けなければならない事項として国土交通大臣が定めるもの（以下「必須評価事項」という。）を除く。）を明らかにして、しなければならない。

3 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、第二十五条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第四十八条第一項第一号^③の規定により指定されたものを明示することを要しない。

4 住宅である認証型式住宅部分等（認証外国型式住宅部分等製造者が製造をするものを含む。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、第二十九条第一項に規定する型式住宅部分等製造者等認証書の写しを添えたものにあつては、第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第四十八条第一項第二号二^④の規定により指定されたものを明示することを要しない。

5 特別評価方法認定を受けた方法（以下「認定特別評価方法」という。）を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第六十八条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添え、及び必要に応じて当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類を添えなければならない。この場合においては、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従つて評価されるべき事項については、これを明示することを要しない。

6 指定住宅性能評価機関は、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理については、電子情報処理組織（指定住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この章において同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

（設計住宅性能評価書の交付等）

第四条 設計住宅性能評価書の交付は、設計住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行わなければならない。

- 2 登録住宅性能評価機関は、次に掲げる場合においては、設計住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第六号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。
- 一 設計住宅性能評価申請書又はその添付図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。
 - 二 設計住宅性能評価申請書又はその添付図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - 三 申請に係る住宅の計画が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- 3 前項の通知書の交付は、設計住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。ただし、共同住宅又は長屋における二以上の住戸で一の申請者により設計住宅性能評価の申請が行われたもののうち、それらの一部について同項の通知書を交付する場合にあつては、この限りでない。
- 4 登録住宅性能評価機関から設計住宅性能評価書を交付された者は、設計住宅性能評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、設計住宅性能評価書の再交付を当該登録住宅性能評価機関に申請することができる。
- 5 登録住宅性能評価機関は、前各項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

（建設住宅性能評価の申請）

- 第五条 建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあつては別記第七号様式の、既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあつては第一面を別記第九号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅に係る申請の場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。）及び建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、確認済証の写しの添付を要しない。
- 2 前項の申請は、性能表示事項のうち建設住宅性能評価を希望するもの（必須評価事項を除く。）を明らかにして、しなければならない。
- 3 新築住宅に係る建設住宅性能評価の申請は、検査時期（住宅性能評価のための検査を行う

- 2 指定住宅性能評価機関は、次に掲げる場合においては、設計住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、指定住宅性能評価機関は、別記第五号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。
- 一 設計住宅性能評価申請書又はその添付図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。
 - 二 設計住宅性能評価申請書又はその添付図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - 三 申請に係る住宅の計画が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- 3 前項の通知書の交付は、設計住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。ただし、共同住宅又は長屋における二以上の住戸で一の申請者により設計住宅性能評価の申請が行われたもののうち、それらの一部について同項の通知書を交付する場合にあつては、この限りでない。
- 4 指定住宅性能評価機関から設計住宅性能評価書を交付された者は、設計住宅性能評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、設計住宅性能評価書の再交付を当該指定住宅性能評価機関に申請することができる。
- 5 指定住宅性能評価機関は、前各項に規定する図書の交付については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

（建設住宅性能評価の申請）

- 第五条 建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあつては別記第六号様式の、既存住宅に係る申請にあつては別記第六号の二様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあつては第一面を別記第七号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅に係る申請の場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。）及び建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを指定住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、確認済証の写しの添付を要しない。
- 2 前項の申請は、性能表示事項のうち建設住宅性能評価を希望するもの（必須評価事項を除く。）を明らかにして、なければならない。
- 3 新築住宅に係る建設住宅性能評価の申請は、検査時期（住宅性能評価のための検査を行う

べき時期として評価方法基準に定められたもの（第六十四条第一号ロ（四）の規定により指定された検査が、特定の時期に行うべき検査のすべてのものである場合においては、当該時期を除く。）をいう。以下同じ。）のうち最初のものの後の工程に係る工事を開始するまでに、これを行わなければならない。ただし、検査を要しない住宅にあつては、この限りでない。

4 第三条第五項の規定は、既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請について準用する。

5 第三条第六項の規定は、建設住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理について準用する。

（検査）

第六条 建設住宅性能評価（新築住宅に係るものに限る。以下この条において同じ。）の申請者は、登録住宅性能評価機関に対し、検査時期に行われるべき検査の対象となる工程（以下この条において「検査対象工程」という。）に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から七日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせなければならない。

3 建設住宅性能評価の申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を報告する書類で評価方法基準に定められたもの（以下「施工状況報告書」という。）を登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

4 建設住宅性能評価の申請者は、検査が行われる場合には、当該住宅の建設工事が設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅のものであることを証する図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

5 登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る検査を行ったときは、遅滞なく、別記第十号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告しなければならない。

（建設住宅性能評価書の交付等）

第七条 建設住宅性能評価書の交付は、建設住宅性能評価申請書の副本及び第十五条第一号ロ（一）若しくは（二）に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写しを添えて行わなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、登録住宅性能評価機関は、別記第十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

べき時期として評価方法基準に定められたもの（第四十八条第一項第二号二の規定により指定された検査が、特定の時期に行うべき検査のすべてのものである場合においては、当該時期を除く。）をいう。以下同じ。）のうち最初のものの後の工程に係る工事を開始するまでに、これを行わなければならない。ただし、検査を要しない住宅にあつては、この限りでない。

4 第三条第五項の規定は、既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請について準用する。

5 第三条第六項の規定は、建設住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理について準用する。

（検査）

第六条 建設住宅性能評価（新築住宅に係るものに限る。以下この条において同じ。）の申請者は、指定住宅性能評価機関に対し、検査時期に行われるべき検査の対象となる工程（以下この条において「検査対象工程」という。）に係る工事が完了する日又は完了した日を別記第八号様式により通知しなければならない。

2 指定住宅性能評価機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から七日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせなければならない。

3 建設住宅性能評価の申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を報告する書類で評価方法基準に定められたもの（以下「施工状況報告書」という。）を指定住宅性能評価機関に提出しなければならない。

4 建設住宅性能評価の申請者は、検査が行われる場合には、当該住宅の建設工事が設計住宅性能評価書に表示された性能を有する住宅のものであることを証する図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

5 指定住宅性能評価機関は、新築住宅に係る検査を行ったときは、遅滞なく、別記第九号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告しなければならない。

（建設住宅性能評価書の交付等）

第七条 建設住宅性能評価書の交付は、建設住宅性能評価申請書の副本及び第十四条第一項第一号イ若しくは第三号ロに掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写しを添えて行わなければならない。

2 指定住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては第一号、第二号又は第四号に掲げる場合においては、建設住宅性能評価書を交付してはならない。この場合において、指定住宅性能評価機関は、別記第十号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

- 一 建設住宅性能評価申請書若しくはその添付図書、施工状況報告書又は第六条第四項に規定する図書（次号において「申請書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。
- 二 申請書等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- 三 申請に係る住宅が、建築基準法第六条第一項の建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- 四 登録住宅性能評価機関の責に帰すことのできない事由により検査を行うことができないとき。
- 五 申請に係る住宅について建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第七条第一項の規定による検査を要しない住宅又は同法第七条の六第一項第一号の規定による承認を受けた住宅にあつては、この限りでない。
- 3 前項の通知書の交付は、建設住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。第四条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 4 登録住宅性能評価機関から建設住宅性能評価書を交付された者（次項において「被交付者」という。）は、建設住宅性能評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、建設住宅性能評価書の再交付を当該登録住宅性能評価機関に申請することができる。
- 5 住宅を新築する建設工事の請負契約又は住宅を譲渡する契約を被交付者と締結し、かつ、被交付者から当該住宅に係る当該建設住宅性能評価書又はその写しを交付された者は、建設住宅性能評価書の交付を当該登録住宅性能評価機関に申請することができる。
- 6 第四条第五項の規定は、前各項に規定する図書の交付について準用する。

第二節 登録住宅性能評価機関

（登録住宅性能評価機関に係る登録の申請）

第八条 法第五条第一項の規定による登録を受けようとする者は、別記第十一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第七号の書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

- 一 建設住宅性能評価申請書若しくはその添付図書、施工状況報告書又は第六条第四項に規定する図書（次号において「申請書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。
- 二 申請書等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- 三 申請に係る住宅が、建築基準法第六条第一項の建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- 四 指定住宅性能評価機関の責に帰すことのできない事由により検査を行うことができないとき。
- 五 申請に係る住宅について建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第七条第一項の規定による検査を要しない住宅又は同法第七条の六第一項第一号の規定による承認を受けた住宅にあつては、この限りでない。
- 3 前項の通知書の交付は、建設住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。第四条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 4 指定住宅性能評価機関から建設住宅性能評価書を交付された者（次項において「被交付者」という。）は、建設住宅性能評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、建設住宅性能評価書の再交付を当該指定住宅性能評価機関に申請することができる。
- 5 住宅を新築する建設工事の請負契約又は住宅を譲渡する契約を被交付者と締結し、かつ、被交付者から当該住宅に係る当該建設住宅性能評価書又はその写しを交付された者は、建設住宅性能評価書の交付を当該指定住宅性能評価機関に申請することができる。
- 6 第四条第五項の規定は、前各項に規定する図書の交付について準用する。

第二節 指定住宅性能評価機関

（指定住宅性能評価機関に係る指定の申請）

第八条 法第五条第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第十一号様式の指定住宅性能評価機関指定申請書（以下単に「指定住宅性能評価機関指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもつて代えることができる。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

- 三 申請に係る意志の決定を証する書類
- 四 申請者（法人である場合はその役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員。以下この条において同じ。））の氏名、略歴（申請者が住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類
- 五 主要な株主又は社員（有限会社である場合に限る。）の構成を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項（評価の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要）を記載した書類
- 七 申請者が法第八条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
- 八 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者（同条第一号に規定する者にあつては、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。）に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 九 申請者が法第八条第三号から第五号までに該当しない旨を誓約する書面
- 十 別記第十三号様式の評価の業務の計画棟数を記載した書類
- 十一 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類
- 十二 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類、法別表の中段に掲げる者であることを証する書類又はこれと同等以上の知識及び経験を有していることを証する書類並びに法第二十五条から第二十七条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したことを証する書類
- 十三 その他参考となる事項を記載した書類
- （登録住宅性能評価機関に係る登録の区分）

第九条 法第七条第二項の国土交通省令で定める区分は、同項各号に掲げる住宅の種類ごとにそれぞれ次に掲げるものとする。

- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十一条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 事務所の所在地を記載した書類
- 八 申請書（法人である場合においてはその役員）が法第八条第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。）及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第八条第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書
- 十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類
- 十一 別記第十二号様式の評価の業務の予定棟数を記載した書類
- 十二 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該評価員となるべき者が第十五条に規定する要件を備える者であることを証する書類
- 十三 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十四 評価の業務の実施に関する計画を記載した書類
- 十五 その他参考となる事項を記載した書類
- （指定住宅性能評価機関に係る指定の区分）

第九条 法第七条第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

- 一 設計住宅性能評価を行う者としての登録
- 二 新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
- 三 既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項に規定する建築物（以下「第一種建築物」という。）のうち一戸建ての住宅の設計住宅性能評価を行う者としての指定
- 二 第一種建築物のうち共同住宅等の設計住宅性能評価を行う者としての指定
- 三 第一種建築物のうち新築住宅である一戸建ての住宅の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 四 第一種建築物のうち新築住宅である共同住宅等の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 五 第一種建築物のうち既存住宅である一戸建ての住宅の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 六 第一種建築物のうち既存住宅である共同住宅等の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 七 建築士法第三条の二第一項に規定する建築物（以下「第二種建築物」という。）のうち一戸建ての住宅の設計住宅性能評価を行う者としての指定
- 八 第二種建築物のうち共同住宅等の設計住宅性能評価を行う者としての指定
- 九 第二種建築物のうち新築住宅である一戸建ての住宅の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 十 第二種建築物のうち新築住宅である共同住宅等の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 十一 第二種建築物のうち既存住宅である一戸建ての住宅の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 十二 第二種建築物のうち既存住宅である共同住宅等の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 十三 第一種建築物及び第二種建築物以外の建築物（以下「第三種建築物」という。）のうち一戸建ての住宅の設計住宅性能評価を行う者としての指定
- 十四 第三種建築物のうち共同住宅等の設計住宅性能評価を行う者としての指定
- 十五 第三種建築物のうち新築住宅である一戸建ての住宅の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 十六 第三種建築物のうち新築住宅である共同住宅等の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 十七 第三種建築物のうち既存住宅である一戸建ての住宅の建設住宅性能評価を行う者としての指定
- 十八 第三種建築物のうち既存住宅である共同住宅等の建設住宅性能評価を行う者としての指定

（評価員の数）

第十条 法第九条第一号の国土交通省令で定める数は、次の表の上欄各項に掲げる業務を行う住宅の区分に応じて同表の下欄各項に定める数を合計したもの（未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、一とする。

業務を行う住宅の区分	必要人数
延べ面積が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅	設計住宅性能評価を行おうとする棟数を二千五百で除した数
	新築住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を六百で除した数
	既存住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を八百二十で除した数
延べ面積が二百平方メートルを超える一戸建ての住宅	設計住宅性能評価を行おうとする棟数を千六百で除した数
	新築住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を三百六十で除した数
	既存住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を四百九十で除した数
延べ面積が五百平方メートル以内の共同住宅等	設計住宅性能評価を行おうとする棟数を千百で除した数
	新築住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を三百四十で除した数
	既存住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を四百三十で除した数
延べ面積が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の共同住宅等	設計住宅性能評価を行おうとする棟数を六百三十で除した数
	新築住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を二百六十で除した数
	既存住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を四百で除した数
延べ面積が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の共同住宅等	設計住宅性能評価を行おうとする棟数を百九十で除した数
	新築住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を百二十で除した数
	既存住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を二百五十で除した数

延べ面積が一万平方メートルを超える共同住宅等	設計住宅性能評価を行おうとする棟数を百で除した数
	新築住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を八十で除した数
	既存住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を百八十で除した数
	既存住宅に係る建設住宅性能評価を行おうとする棟数を百八十で除した数
この表において、設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価を行おうとする棟数は、一事業年度におけるものとする。	
2	前項の規定により算定する数のうち、第十五条第一項第一号に該当する評価員の数は、第一種建築物である住宅につき、前項の表の上欄各項に掲げる業務を行う住宅の区分に応じて同表の下欄各項に定める数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。
3	第一項の規定により算定する数のうち、第十五条第一項第一号に該当する評価員の数と同項第二号に該当する評価員の数の合計の数は、第一種建築物又は第二種建築物である住宅につき、第一項の表の上欄各項に掲げる業務を行う住宅の区分に応じて同表の下欄各項に定める数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。
4	第一項の規定により算定する数のうち、評価員（第十五条第一項に規定する評価員登録簿に、新築住宅及び既存住宅に係る登録を受けた者に限る。次項及び第六項において同じ。）の数は、既存住宅につき、第一項の表の上欄各項に掲げる業務を行う住宅の区分に応じて同表の下欄各項に定める数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。
5	第一項の規定により算定する数のうち、第十五条第一項第一号に該当する評価員の数は、第一種建築物である既存住宅につき、第一項の表の上欄各項に掲げる業務を行う住宅の区分に応じて同表の下欄各項に定める数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。
6	第一項の規定により算定する数のうち、第十五条第一項第一号に該当する評価員の数と同項第二号に該当する評価員の数の合計の数は、第一種建築物又は第二種建築物である既存住宅につき、第一項の表の上欄各項に掲げる業務を行う住宅の区分に応じて同表の下欄各項に定める数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。
7	第一項の表の設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価を行おうとする棟数は、法第十一条第一項の指定の更新を受けようとする場合においては、それぞれ前事業年度の棟数とする。
(指定住宅性能評価機関に係る構成員の構成)	
第十一条	法第九条第四号の国土交通省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類、

とに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人 社員
- 二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員
- 三 商法第五十三条の株式会社 株主
- 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合 組合員
- 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- 六 その他の法人 当該法人に応じて前各号に掲げる者に類するもの

（登録住宅性能評価機関登録簿の記載事項）

第十条 法第九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録住宅性能評価機関が法人である場合における役員の氏名
- 二 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 三 登録住宅性能評価機関が評価の業務を行う区域

（公示事項）

第十一条 法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に規定する事項とする。

（登録住宅性能評価機関に係る変更の届出）

第十二条 登録住宅性能評価機関は、法第十条第二項の規定により法第九条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第十四号様式の登録住宅性能評価機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録住宅性能評価機関に係る登録の更新）

第十三条 登録住宅性能評価機関は、法第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合は、別記第十五号様式の登録住宅性能評価機関登録更新申請書に第八条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第九条から第十一条までの規定は、登録住宅性能評価機関に係る登録の更新について準用する。

（承継の届出）

第十四条 法第十二条第二項の規定により登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第十六号様式の登録住宅性能評価機関事業承継届出書に次に掲げる書類を

（指定住宅性能評価機関に係る名称等の変更の届出）

第十二条 指定住宅性能評価機関は、法第十条第二項の規定によりその名称若しくは住所又は評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十三号様式の指定住宅性能評価機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（指定住宅性能評価機関に係る指定の更新）

第十三条 指定住宅性能評価機関は、法第十一条第一項の指定の更新を受けようとする場合は、別記第十四号様式の指定住宅性能評価機関指定更新申請書に第八条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第九条から第十一条までの規定は、指定住宅性能評価機関に係る指定の更新について準用する。

添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十二条第一項の規定により登録住宅性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録住宅性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記第十七号様式の登録住宅性能評価機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第十二条第一項の規定により登録住宅性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第十八号様式の登録住宅性能評価機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第十二条第一項の規定により登録住宅性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第十九号様式の登録住宅性能評価機関事業相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記第二十号様式の登録住宅性能評価機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(住宅性能評価の方法)

第十四条 法第十二条第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる住宅性能評価に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 設計住宅性能評価 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書をもつて行うこと。
 - 二 新築住宅に係る建設住宅性能評価 次に定める方法により行うこと。
 - イ 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六条第四項に規定する図書をもつて行うこと。
 - ロ 検査は、評価方法基準に従い、検査時期に実地に行うこと。
 - 三 既存住宅に係る建設住宅性能評価 次に定める方法により行うこと。
 - イ 建設住宅性能評価の実施上の必要に応じ、平面図、立面図、断面図、配置図、構造計算書その他の図書を作成すること。
 - ロ 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書並びにイに掲げる図書をもつて行うこと。
 - ハ 検査は、評価方法基準に従い、実地に行うこと。
- 2 指定住宅性能評価機関は、前項各号に掲げる図書及び書類に代えて、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもつて住宅性能評価を行うことができる。

(評価員の要件)

第十五条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる住宅性能評価を行おうとする住宅の種類及び規模に応じ、それぞれ当該各号に該当する者であり、かつ、

国土交通大臣が指定する者が備える評価員登録簿に、住宅性能評価を行おうとする住宅の種別（新築住宅又は既存住宅の別をいう。次項において同じ。）に応じた登録を受けた者であることとする。

一 全ての住宅 一級建築士、建築基準法第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると国土交通大臣が認めた者

二 第二種建築物又は第三種建築物である住宅 二級建築士又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると国土交通大臣が認めた者

三 第三種建築物である住宅 木造建築士又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると国土交通大臣が認めた者

2 前項の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする住宅の種別に応じ、国土交通大臣が指定する講習で登録の申請前一年以内に行われるものを受講しなければならない。

3 第一項の国土交通大臣が指定する者は、次に掲げる基準に適合すると認められる者でなければならない。

一 職員、登録の実施の方法その他の事項についての登録の実施に関する計画が登録の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 登録以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて登録が不公正になるおそれがないこと。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、指定の申請の手續、指定の基準、指定の取消しその他の第一項及び前項の規定による指定に関し必要な事項及び評価員登録簿に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

5 第一項の国土交通大臣が指定する者の名称及び住所並びに登録を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	住所	登録を行う事務所の所在地
財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	東京都千代田区紀尾井町六番二十六の三 上智紀尾井坂ビル	東京都千代田区紀尾井町六番二十六の三 上智紀尾井坂ビル

6 第二項の国土交通大臣が指定する講習は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一 講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると国土交通大臣が認める者が実施する講習であること。

二 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。

三 国土交通大臣が定める講習の実施要領に従つて実施される講習であること。

(評価の業務の実施基準)

第十五条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる方法により評価の業務を行うこと。

イ 設計住宅性能評価は、評価方法基準に従い、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書をもって行うこと。

ロ 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。

(1) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六条第四項に規定する図書をもって行うこと。

(2) 検査は、評価方法基準に従い、検査時期に実地に行うこと。

ハ 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。

(1) 建設住宅性能評価の実施上の必要に応じ、平面図、立面図、断面図、配置図、構造計算書その他の図書を作成すること。

(2) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書並びに(1)に掲げる図書をもって行うこと。

7 前項に定めるもののほか、第二項の講習の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

8 第二項の国土交通大臣が指定する講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人ベターリビング	東京都千代田区二番町四番地五	評価員講習会
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	評価員講習会

(評価員の選任及び解任の届出)

第十六条 指定住宅性能評価機関は、法第十二条第三項の規定によりその評価員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第十五号様式の指定住宅性能評価機関評価員選任等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (3) 検査は、評価方法基準に従い、実地に行うこと。
- 二 登録住宅性能評価機関が評価の申請を自ら行った場合その他の場合であつて、住宅性能評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る住宅性能評価を行わないこと。
- 三 評価の業務を行う部門の専任の管理者は、登録住宅性能評価機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
- 四 登録住宅性能評価機関は、評価員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- 五 評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。
- (評価業務規程)
- 第十六条 登録住宅性能評価機関は、法第十六条第一項前段の規定により評価業務規程の届出をしようとするときは、別記第二十一号様式の登録住宅性能評価機関評価業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 登録住宅性能評価機関は、法第十六条第一項後段の規定により評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第二十二号様式の登録住宅性能評価機関評価業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項
- 三 住宅性能評価を行う住宅の種類その他評価の業務の範囲に関する事項
- 四 評価の業務の実施方法に関する事項
- 五 住宅性能評価に係る料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 評価員の選任及び解任に関する事項
- 七 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 評価員の配置及び教育に関する事項
- 九 住宅性能評価を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- 十 評価の業務の実施及び管理の体制に関する事項
- 十一 第二十条第三項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 財務諸表等（法第十八条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十三 評価の業務に関する公正の確保に関する事項
- 十四 その他評価の業務の実施に関し必要な事項
- 4 登録住宅性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内

- (評価業務規程の認可の申請)
- 第十七条 指定住宅性能評価機関は、法第十五条第一項前段の規定により評価業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十六号様式の指定住宅性能評価機関評価業務規程認可申請書に当該認可に係る評価業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 指定住宅性能評価機関は、法第十五条第一項後段の規定により評価業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十七号様式の指定住宅性能評価機関評価業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(掲 示 の 記 載 事 項 及 び 様 式)

第十七条 法第十七条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録の番号
- 二 登録の有効期間
- 三 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
- 四 登録住宅性能評価機関が法人である場合においては、代表者の氏名
- 五 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 六 実施する住宅性能評価の種類
- 七 住宅性能評価を行う住宅の種類
- 八 その事務所が業務を行う区域

2 法第十七条の規定により登録住宅性能評価機関が行う掲示は、別記第二十三号様式によるものとする。

(電 磁 的 記 録 に 記 録 さ れ た 事 項 を 表 示 す る 方 法)

第十八条 法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電 磁 的 記 録 に 記 録 さ れ た 事 項 を 提 供 す る た め の 電 磁 的 方 法)

(評 価 業 務 規 程 の 記 載 事 項)

第十八条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項
- 三 住宅性能評価を行う住宅の種類その他評価の業務の範囲に関する事項
- 四 評価の業務の実施方法に関する事項
- 五 住宅性能評価に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 評価員の選任及び解任に関する事項
- 七 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 評価員の配置に関する事項
- 九 住宅性能評価を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項
- 十 評価の業務の実施体制に関する事項
- 十一 その他評価の業務の実施に関し必要な事項

(掲 示 の 記 載 事 項 及 び 様 式)

第十九条 法第十六条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定の番号
- 二 指定の有効期間
- 三 指定住宅性能評価機関の氏名又は名称
- 四 指定住宅性能評価機関が法人である場合においては、代表者の氏名
- 五 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 六 実施する住宅性能評価の種類
- 七 住宅性能評価を行う住宅の種類
- 八 その事務所が業務を行う区域

2 法第十六条の規定により指定住宅性能評価機関が行う掲示は、別記第十八号様式によるものとする。

第十九条 法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第二十条 法第十九条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 住宅性能評価の申請を受け付けた年月日
- 二 検査を行った年月日
- 三 住宅性能評価書に記載した事項のうち、第一条各号（第十号から第十二号まで）を除く。）に掲げるもの及び当該住宅性能評価を行った評価員の氏名
- 四 第四条第二項又は第七条第二項の規定により通知書を交付した年月日及びその通知書に記載した事項
- 五 当該住宅に係る評価の業務に関する料金の額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 登録住宅性能評価機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において同じ。）を、評価の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第二十一条 法第十九条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる住宅性能評価に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 設計住宅性能評価 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書
- 二 新築住宅に係る建設住宅性能評価 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書、当該住宅の建設工事が設計住宅性能評価書に表示された性能を有するものであることを証する図書並びに検査報告書
- 三 既存住宅に係る建設住宅性能評価 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書並びに建

(帳簿)

第二十条 法第十七条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 住宅性能評価の申請を受け付けた年月日
- 二 検査を行った年月日
- 三 住宅性能評価書に記載した事項のうち、第一条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げるもの及び当該住宅性能評価を行った評価員の氏名
- 四 第四条第二項又は第七条第二項の規定により通知書を交付した年月日及びその通知書に記載した事項
- 五 当該住宅に係る評価の業務に関する手数料の額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定住宅性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十七条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 指定住宅性能評価機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において同じ。）を、評価の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第二十一条 法第十七条第一項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十四条第一項各号に掲げる書類（住宅性能評価に要したものに限る。）とする。

設住宅性能評価の実施上の必要に応じて作成した平面図、立面図、断面図、配置図、構造計算書その他の図書

2 前項各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項各号の書類に代えることができる。

3 登録住宅性能評価機関は、第一項各号の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において単に「書類」という。）を、設計住宅性能評価に要したもの（当該登録住宅性能評価機関が行った建設住宅性能評価に要したものと同一のものを除く。）にあつては設計住宅性能評価書を交付した日から五年間、建設住宅性能評価に要したものにあつては建設住宅性能評価書を交付した日から二十年間、保存しなければならない。

（登録住宅性能評価機関に係る業務の休廃止の届出）

第二十二條 登録住宅性能評価機関は、法第二十三条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第二十四号様式の登録住宅性能評価機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（業務の廃止等に係る書類の引継ぎ）

第二十三條 登録住宅性能評価機関は、法第二十三条第一項の規定により評価の業務の全部を廃止したとき又は法第二十四条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、帳簿及び書類を住宅紛争処理支援センターに引き継がなければならない。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定住宅性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

3 指定住宅性能評価機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において単に「書類」という。）を、設計住宅性能評価に要したもの（当該指定住宅性能評価機関が行った建設住宅性能評価に要したものと同一のものを除く。）にあつては設計住宅性能評価書を交付した日から五年間、建設住宅性能評価に要したものにあつては建設住宅性能評価書を交付した日から二十年間、保存しなければならない。

（指定住宅性能評価機関に係る業務の休廃止の届出）

第二十二條 指定住宅性能評価機関は、法第二十条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第十九号様式の指定住宅性能評価機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（業務の廃止に係る書類の引継ぎ）

第二十三條 指定住宅性能評価機関は、法第二十条第一項の規定により評価の業務の全部を廃止したときは、帳簿及び書類を住宅紛争処理支援センターに引き継がなければならない。

（指定住宅性能評価機関）

第二十三條の二 指定住宅性能評価機関のうち、民法第三十四条の規定により設立された法人（地方公共団体の認可を受けて設立されたものを除く。）の名称及び住所並びに評価の業務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

指定住宅性能評価機関		評価の業務を行う事務所の
名称	住所	所在地
財団法人ベクターリビング	東京都千代田区二番町四番地五	東京都千代田区二番町四番地五相互二番町ビルディング
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	一 東京都港区虎ノ門三丁目二番二号第三十森ビル 二 大阪府大阪市中央区常

第三節 登録講習機関

(登録講習機関に係る登録の申請)

第二十四条 法第二十七条第一項の規定による登録を受けようとする者は、別記第二十五号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第七号の書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請に係る意志の決定を証する書類
- 四 申請者（法人である場合はその役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員。以下この条において同じ。））の氏名、略歴（申請者が住宅関連事業者又は登録住宅性能評価機関（以下この号において「住宅関連事業者等」という。）の役員又は

		盤町一丁目三番八号中央大通りエビル
財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号第一天徳ビル
財団法人住宅保証機構	東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号赤坂ツインタワー本館	一 山梨県甲府市丸の内一丁目十四番十九号山梨県建設会館四階 二 東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号赤坂ツインタワー本館
財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番十号
財団法人住宅金融普及協会	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	東京都文京区関口一丁目二十四番八号東宝江戸川橋ビル

2 指定住宅性能評価機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所並びに評価の業務を行う事務所の所在地は、国土交通大臣が官報で告示する。

- 職員（過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であつた者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類
- 五 主要な株主又は社員（有限会社である場合に限る。）の構成を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項（講習の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要）を記載した書類
- 七 申請者が法第八条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
- 八 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者（同条第一号に規定する者にあつては民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。）に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 九 申請者が法第八条第三号並びに法第二十六条第二号及び第三号に該当しない旨を誓約する書面
- 十 法第二十七条第一項第一号に掲げる科目を担当する講師が法第二十七条第一項第二号に規定する要件を備える者であることを証する書類
- 十一 その他参考となる事項を記載した書類

（登録講習機関登録簿の記載事項）

第二十五条 法第二十七条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、登録講習機関が法人である場合における役員の氏名とする。

（公示事項）

第二十六条 法第二十五条第二項において準用する法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条に規定する事項とする。

（登録講習機関に係る変更の届出）

第二十七条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十条第二項の規定により法第二十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二十六号様式の登録講習機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録講習機関に係る登録の更新）

第二十八条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合は、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第二十五条及び第二十六条の規定は、登録講習機関に係る登録の更新について準用する。

(承継の届出)

第二十九条 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第二項の規定により登録講習機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第二十八号様式の登録講習機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の事業の全部を譲り受けて登録講習機関の地位を承継した者にあつては、別記第二十九号様式の登録講習機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第三十号様式の登録講習機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第三十一号様式の登録講習機関事業相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(講習の業務の実施基準)

第三十条 法第二十五条第二項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 講習は講義及び修了審査により行い、講習時間の合計はおおむね二十七時間とし、講習科目ごとの講習時間は国土交通大臣が定める時間とすること。
- 三 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。
- 四 講師は講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 五 修了審査は、講義の終了後に行い、評価員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。
- 六 講習の課程を修了した者（以下この節において「講習修了者」という。）に対して、別記第三十三号様式の修了証（以下この節において単に「修了証」という。）を交付すること。
- 七 不正な受講を防止するための措置を講じること。

八 講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。

九 講習の業務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

(講習業務規程)

第三十一条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項前段の規定により講習業務規程の届出をしようとするときは、別記第三十四号様式の登録講習機関講習業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項後段の規定により講習業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第三十五号様式の登録講習機関講習業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第二十五条第二項において準用する法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 講習の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 講習の業務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項

三 講習の実施に係る公示の方法に関する事項

四 講習の受講の申請に関する事項

五 講習の実施方法に関する事項

六 講習の内容及び時間に関する事項

七 講習に用いる教材に関する事項

八 修了考査の方法に関する事項

九 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

十 修了した講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項

十一 修了証の交付に関する事項

十二 講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項

十三 第三十四条第三項の帳簿その他の講習の業務に関する書類の管理に関する事項

十四 財務諸表等（法第二十五条第二項において準用する法第十八条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十五 講習の業務の公正の確保に関する事項

十六 その他講習の業務の実施に関し必要な事項

4 登録講習機関は、講習業務規程を講習の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三十二条 法第二十五条第二項において準用する法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三十三条 法第二十五条第二項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録講習機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十四条 法第二十五条第二項において準用する法第十九条第一項の講習の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 講習の実施年月日
 - 二 講習の実施場所
 - 三 講習を行つた講師の氏名並びに当該講習において担当した講習科目及びその時間
 - 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証の交付の年月日及び修了証の番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十五条第二項において準用する法第十九条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。
- 3 登録講習機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第三十七条において同じ。)を、講習の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録講習機関は、講習に用いた教材並びに修了考査に用いた問題用紙及び答案用紙を講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

(登録講習機関に係る業務の休廃止の届出)

第三十五条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第二十三条第一項の規定により講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第三十六号様式の登録講習機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(講習の実施結果の報告)

第三十六条 登録講習機関は、講習を行つたときは、国土交通大臣の定める期日までに次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 講習の実施年月日
 - 二 講習の実施場所
 - 三 修了者数
- 2 前項の報告書には、第三十四条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講習に用いた教材及び修了考査に用いた問題用紙を添えなければならない。
- 3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。
- 一 登録講習機関の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(講習の業務の引継ぎ)

第三十七条 登録講習機関は、法第二十九条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 講習の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 第三十四条第三項の帳簿を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(手数料の納付の方法)

第三十八条 法第三十条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、現金をもつてすることができる。

- 一 印紙をもつて納め難い事由があるとき。
- 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号

）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十九条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習の受講の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

(手数料の額)

第三十九条 法第三十条の国土交通省令で定める手数料の額は、□万円とする。

第二章 住宅型式性能認定等

第一節 住宅型式性能認定

(住宅型式性能認定の申請)

第四十条 住宅型式性能認定の申請をしようとする者は、別記第三十七号様式の住宅型式性能認定申請書（以下単に「住宅型式性能認定申請書」という。）に住宅型式性能認定のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（次項において「住宅型式性能認定申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅型式性能認定等機関に提出しなければならない。

2 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅型式性能認定の申請にあつては、住宅型式性能認定申請添付図書のほか、住宅型式性能認定申請書に特別評価方法認定書の写しを添えなければならない。この場合においては、住宅型式性能認定申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従つて評価されるべき事項を明示することを要しない。

(住宅型式性能認定書の交付等)

第四十一条 登録住宅型式性能認定等機関は、住宅型式性能認定をしたときは、別記第三十八号様式の住宅型式性能認定書（以下単に「住宅型式性能認定書」という。）を申請者に交付しなければならない。

2 登録住宅型式性能認定等機関は、住宅型式性能認定をしないときは、別記第三十九号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

3 住宅型式性能認定書の交付を受けた者は、住宅型式性能認定書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、住宅型式性能認定書の再交付を申請することができる。

(住宅型式性能認定の公示)

第四十二条 法第三十一条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

第二章 住宅型式性能認定等

第一節 住宅型式性能認定

(住宅型式性能認定の申請)

第二十四条 住宅型式性能認定の申請をしようとする者は、別記第二十号様式の住宅型式性能認定申請書（以下単に「住宅型式性能認定申請書」という。）に住宅型式性能認定のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（次項において「住宅型式性能認定申請添付図書」という。）を添えて、これを国土交通大臣、指定住宅型式性能認定機関又は承認住宅型式性能認定機関（以下「指定住宅型式性能認定機関等」という。）に提出しなければならない。

2 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅型式性能認定の申請にあつては、住宅型式性能認定申請添付図書のほか、住宅型式性能認定申請書に特別評価方法認定書の写しを添え、及び必要に応じて当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類を添えなければならない。この場合においては、住宅型式性能認定申請添付図書に明示すべき事項のうち評価方法基準（当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。）に従つて評価されるべき事項を明示することを要しない。

(住宅型式性能認定書の交付等)

第二十五条 指定住宅型式性能認定機関等は、住宅型式性能認定をしたときは、別記第二十一号様式の住宅型式性能認定書（以下単に「住宅型式性能認定書」という。）を申請者に交付しなければならない。

2 指定住宅型式性能認定機関等は、住宅型式性能認定をしないときは、別記第二十二号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。

3 住宅型式性能認定書の交付を受けた者は、住宅型式性能認定書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、住宅型式性能認定書の再交付を申請することができる。

(住宅型式性能認定の公示)

第二十六条 法第二十二條第三項（法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規

る。

- 一 住宅型式性能認定書の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定を受けた型式に係る住宅又はその部分の種類
- 三 認定を受けた型式に係る性能表示事項
- 四 住宅に係る住宅型式性能認定にあつては、当該認定を受けた型式の性能
- 五 認定番号
- 六 認定年月日

第二節 認証型式住宅部分等製造者

(型式住宅部分等製造者の認証)

第四十三条 法第三十三条第一項の認証（以下単に「認証」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十号様式の型式住宅部分等製造者認証申請書（第六十四条第一号ロ(1)において単に「型式住宅部分等製造者認証申請書」という。）に住宅型式性能認定書の写しその他の認証のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（第四十七条第一項において「型式住宅部分等製造者認証申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅型式性能認定等機関に提出しなければならない。

(型式住宅部分等製造者認証申請書に記載すべき事項)

第四十四条 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認証を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所
- 二 型式住宅部分等の種類
- 三 型式住宅部分等に係る住宅型式性能認定の認定番号及び認定年月日
- 四 工場その他の事業場（以下「工場等」という。）の名称及び所在地
- 五 技術的生産条件に関する事項

2 前項第五号の事項には、法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申請に係る工場等に関する事項
 - イ 沿革
 - ロ 経営指針（品質管理に関する事項を含むものとする。）
 - ハ 配置図
 - ニ 従業員数
- ホ 組織図（全社的なものを含み、かつ、品質管理推進責任者の位置付けを明確にするこ

定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 住宅型式性能認定書の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定を受けた型式に係る住宅又はその部分の種類
- 三 認定を受けた型式に係る性能表示事項
- 四 住宅に係る住宅型式性能認定にあつては、当該認定を受けた型式の性能
- 五 認定番号
- 六 認定年月日

第二節 認証型式住宅部分等製造者等

(型式住宅部分等製造者等の認証)

第二十七条 法第二十五条第一項又は法第三十七条第一項の認証（以下単に「認証」という。）の申請をしようとする者は、別記第二十三号様式の型式住宅部分等製造者等認証申請書（第四十八条第一項第一号イにおいて単に「型式住宅部分等製造者等認証申請書」という。）に住宅型式性能認定書の写しその他の認証のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（第三十一条第一項において「型式住宅部分等製造者等認証申請添付図書」という。）を添えて、これを指定住宅型式性能認定機関等に提出しなければならない。

(型式住宅部分等製造者等認証申請書に記載すべき事項)

第二十八条 法第二十五条第二項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認証を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所
- 二 型式住宅部分等の種類
- 三 型式住宅部分等に係る住宅型式性能認定の認定番号及び認定年月日
- 四 工場その他の事業場（以下「工場等」という。）の名称及び所在地
- 五 技術的生産条件に関する事項

2 前項第五号の事項には、法第二十七条第二号（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申請に係る工場等に関する事項
 - イ 沿革
 - ロ 経営指針（品質管理に関する事項を含むものとする。）
 - ハ 配置図
 - ニ 従業員数
- ホ 組織図（全社的なものを含み、かつ、品質管理推進責任者の位置付けを明確にするこ

- と。)
- へ 就業者に対する教育訓練等の概要
 - 二 申請に係る型式住宅部分等の生産に関する事項
 - イ 当該型式住宅部分等又はそれと類似のものに関する製造経歴
 - ロ 生産設備能力及び今後の生産計画
 - ハ 社内規格一覧表
 - ニ 製品の品質特性及び品質管理の概要（保管に関するものを含む。）
 - ホ 主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法（保管に関するものを含む。）の概要
 - へ 製造工程の概要図
 - ト 工程中における品質管理の概要
 - チ 主要製造設備及びその管理の概要
 - リ 主要検査設備及びその管理の概要
 - ヌ 外注状況及び外注管理（製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）の概要
 - ル 苦情処理の概要
 - 三 申請に係る型式住宅部分等に法第三十九条第一項の特別な標章を付する場合にあつては、その表示方式に関する事項
 - 四 申請に係る型式住宅部分等に係る品質管理推進責任者に関する事項
 - イ 氏名及び職名
 - ロ 申請に係る型式住宅部分等の製造に必要な技術に関する実務経験
 - ハ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況
 - 3 前項の規定にかかわらず、製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一の規定に適合していることを証する書面を添付する場合にあつては、前項第一号ロ及びへに掲げる事項を記載することを要しない。
- （型式住宅部分等製造者認証書の交付等）
- 第四十五条** 登録住宅型式性能認定等機関は、認証をしたときは、別記第四十一号様式の型式住宅部分等製造者認証書（以下単に「型式住宅部分等製造者認証書」という。）を申請者に交付しなければならない。
- 2 登録住宅型式性能認定等機関は、認証をしないときは、別記第四十二号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。
 - 3 型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた者は、型式住宅部分等製造者認証書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、型式住宅部分等製造者認証書の再交付を申請することがで

- と。)
- へ 就業者に対する教育訓練等の概要
 - 二 申請に係る型式住宅部分等の生産に関する事項
 - イ 当該型式住宅部分等又はそれと類似のものに関する製造経歴
 - ロ 生産設備能力及び今後の生産計画
 - ハ 社内規格一覧表
 - ニ 製品の品質特性及び品質管理の概要（保管に関するものを含む。）
 - ホ 主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法（保管に関するものを含む。）の概要
 - へ 製造工程の概要図
 - ト 工程中における品質管理の概要
 - チ 主要製造設備及びその管理の概要
 - リ 主要検査設備及びその管理の概要
 - ヌ 外注状況及び外注管理（製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）の概要
 - ル 苦情処理の概要
 - 三 申請に係る型式住宅部分等に法第三十三条第一項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。第三十七条において同じ。）の特別な標章を付する場合にあつては、その表示方式に関する事項
 - 四 申請に係る型式住宅部分等に係る品質管理推進責任者に関する事項
 - イ 氏名及び職名
 - ロ 申請に係る型式住宅部分等の製造に必要な技術に関する実務経験
 - ハ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況
 - 3 前項の規定にかかわらず、製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一の規定に適合していることを証する書面を添付する場合にあつては、前項第一号ロ及びへに掲げる事項を記載することを要しない。
- （型式住宅部分等製造者等認証書の交付等）
- 第二十九条** 指定住宅型式性能認定機関等は、認証をしたときは、別記第二十四号様式の型式住宅部分等製造者等認証書（以下単に「型式住宅部分等製造者等認証書」という。）を申請者に交付しなければならない。
- 2 指定住宅型式性能認定機関等は、認証をしないときは、別記第二十五号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。
 - 3 型式住宅部分等製造者等認証書の交付を受けた者は、型式住宅部分等製造者等認証書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、型式住宅部分等製造者等認証書の再交付を申請することこ

きる。

(認証に係る公示)

第四十六条 法第三十三条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行いものとする。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 認証を受けた型式住宅部分等の種類
- 三 認証を受けた型式住宅部分等に係る性能表示事項
- 四 住宅である型式住宅部分等にあつては、当該認証を受けた型式住宅部分等の性能
- 五 認証番号
- 六 認証年月日

(認証型式住宅部分等製造者に係る認証の更新)

第四十七条 認証型式住宅部分等製造者（認証を受けた者をいう。以下同じ。）は、**法第三十六条第一項**の認証の更新を受けようとする場合は、**別記第四十三号様式**の認証型式住宅部分等製造者更新申請書に型式住宅部分等製造者等申請添付図書を添えて、これを登録住宅型式性能認定等機関に提出しなければならない。

2 **第四十四条及び第四十五条**の規定は、認証型式住宅部分等製造者に係る認証の更新について準用する。この場合において、**第四十四条第一項**中「型式住宅部分等の種類」とあるのは「当該認証型式住宅部分等の認証番号及び認証年月日」と、同条第二項中「**法第三十五条第二号**」とあるのは「**法第三十六条第二項**において準用する**法第三十五条第二号**」と読み替えるものとする。

(削る。)

(認証型式住宅部分等製造者に係る変更の届出)

第四十八条 認証型式住宅部分等製造者は、氏名若しくは名称、住所又は**第四十四条第二項各号**に掲げる事項に変更（型式住宅部分等の種類の変更、工場等の移転による所在地の変更その他の当該認証の効力が失われることとなる変更並びに**第四十四条第二項第一号イ及び二**に規定する変更を除く。）があつたときは、**別記第四十四号様式**の認証型式住宅部分等製造者等変更届出書を登録住宅型式性能認定等機関に提出しなければならない。

とができる。

(認証に係る公示)

第三十条 法第二十五条第三項（**法第三十七条第二項**において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行いものとする。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 認証を受けた型式住宅部分等の種類
- 三 認証を受けた型式住宅部分等に係る性能表示事項
- 四 住宅である型式住宅部分等にあつては、当該認証を受けた型式住宅部分等の性能
- 五 認証番号
- 六 認証年月日

(認証型式住宅部分等製造者等に係る認証の更新)

第三十一条 認証型式住宅部分等製造者等（認証を受けた者をいう。以下同じ。）は、**法第二十八条第一項**の認証の更新を受けようとする場合は、**別記第二十六号様式**の認証型式住宅部分等製造者等更新申請書に型式住宅部分等製造者等申請添付図書を添えて、これを指定住宅型式性能認定機関等に提出しなければならない。

2 **第二十八条及び第二十九条**の規定は、認証型式住宅部分等製造者等に係る認証の更新について準用する。この場合において、**第二十八条第一項**中「型式住宅部分等の種類」とあるのは「当該認証型式住宅部分等の認証番号及び認証年月日」と、同条第二項中「**法第二十七条第二号**（**法第三十七条第二項**において準用する場合を含む。）」とあるのは「**法第二十八条第二項**（**法第三十七条第二項**において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する**法第二十七条第二号**」と読み替えるものとする。

(届出を要しない軽微な変更)

第三十二条 法第三十条（**法第三十七条第二項**において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、**第二十八条第二項第一号イ及び二**に掲げるものとする。

(認証型式住宅部分等製造者等に係る変更の届出)

第三十三条 認証型式住宅部分等製造者等は、**第二十八条第二項各号**に掲げる事項に変更（型式住宅部分等の種類の変更、工場等の移転による所在地の変更その他の当該認証の効力が失われることとなる変更及び前条に規定する変更を除く。）があつたときは、**別記第二十七号様式**の認証型式住宅部分等製造者等変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(認証型式住宅部分等製造者に係る製造の廃止の届出)

第四十九条 認証型式住宅部分等製造者は、当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとするときは、登録住宅型式性能認定等機関に別記第四十五号様式の製造事業廃止届出書により届け出なければならない。

2 登録住宅型式性能認定等機関は、前項の届出があつたときは、次に掲げる事項について公示しなければならない。

- 一 認証型式住宅部分等製造者の氏名又は名称及び住所
- 二 事業の廃止に係る認証型式住宅部分等の種類
- 三 認証番号
- 四 事業を廃止する年月日

(型式適合義務が免除される場合)

第五十条 法第三十八条第一項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 輸出（認証外国型式住宅部分等製造者にあつては、本邦への輸出を除く。）のため当該型式住宅部分等の製造をする場合
- 二 試験的に当該型式住宅部分等の製造をする場合
- 三 住宅性能評価を行うことのできる住宅以外の建築物に用いるため当該型式住宅部分等の製造をする場合

(検査方法等)

第五十一条 法第三十八条第二項の規定による検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 法第三十五条第一号の国土交通大臣が定める技術的基準に定められた検査を行うこと。
- 二 製造される型式住宅部分等が法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。
- 三 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、製造される型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合することを確認するまで型式住宅部分等を出荷しないこと。
- 四 認証型式住宅部分等ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録簿を作成すること。
 - イ 検査を行った型式住宅部分等の概要
 - ロ 検査を行った年月日及び場所
 - ハ 検査を実施した者の氏名
 - ニ 検査を行った型式住宅部分等の数量

(認証型式住宅部分等製造者等に係る製造の廃止の届出)

第三十四条 認証型式住宅部分等製造者等は、法第三十一条第一項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとするときは、別記第二十八号様式の製造事業廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第三十一条第三項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 認証型式住宅部分等製造者等の氏名又は名称及び住所
- 二 事業の廃止に係る認証型式住宅部分等の種類
- 三 認証番号
- 四 事業を廃止する年月日

(型式適合義務が免除される場合)

第三十五条 法第三十二条第一項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 輸出（認証外国型式住宅部分等製造者にあつては、本邦への輸出を除く。）のため当該型式住宅部分等の製造をする場合
- 二 試験的に当該型式住宅部分等の製造をする場合
- 三 住宅性能評価を行うことのできる住宅以外の建築物に用いるため当該型式住宅部分等の製造をする場合

(検査方法等)

第三十六条 法第三十二条第二項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 法第二十七条第一号の国土交通大臣が定める技術的基準に定められた検査を行うこと。
- 二 製造される型式住宅部分等が法第二十七条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。
- 三 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、製造される型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合することを確認するまで型式住宅部分等を出荷しないこと。
- 四 認証型式住宅部分等ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録簿を作成すること。
 - イ 検査を行った型式住宅部分等の概要
 - ロ 検査を行った年月日及び場所
 - ハ 検査を実施した者の氏名
 - ニ 検査を行った型式住宅部分等の数量

ホ 検査の方法

ヘ 検査の結果

五 前号の検査記録簿（次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該型式住宅部分等の製造をした工場等の所在地において、記載の日から起算して五年以上保存すること。

2 前項第四号の検査記録簿が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同号の検査記録簿に代えることができる。

（特別な標章）

第五十二条 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める方式による特別な標章は、別記第四十六号様式に定める標章とし、認証型式住宅部分等製造者等がその認証に係る型式住宅部分等の見やすい箇所に付するものとする。

（認証型式住宅部分等に関する住宅性能評価の特例）

第五十三条 法第四十条第二項の確認は、建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六条第四項に規定する図書の審査により行うものとする。

（特別な標章の禁止に係る公示）

第五十四条 国土交通大臣は、法第四十三条第一項又は第二項の規定により特別な標章を付することを禁止したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 特別な標章を付することを禁止した型式住宅部分等の製造者又は外国製造者の氏名又は名称及び住所
- 二 特別な標章を付することの禁止に係る型式住宅部分等の種類
- 三 認証番号
- 四 特別な標章を付することを禁止した年月日及び禁止の期間

ホ 検査の方法

ヘ 検査の結果

五 前号の検査記録簿（次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該型式住宅部分等の製造をした工場等の所在地において、記載の日から起算して五年以上保存すること。

2 前項第四号の検査記録簿が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同号の検査記録簿に代えることができる。

（特別な標章）

第三十七条 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める方式による特別な標章は、別記第二十九号様式に定める標章とし、認証型式住宅部分等製造者等がその認証に係る型式住宅部分等の見やすい箇所に付するものとする。

（認証型式住宅部分等に関する住宅性能評価の特例）

第三十八条 法第三十四条第二項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の確認は、第十四条第一項第二号イに掲げる図書の審査により行うものとする。

（認証の取消しに係る公示）

第三十九条 国土交通大臣は、法第三十六条第一項及び第二項並びに法第三十八条第一項及び第二項の規定により認証を取り消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 認証を取り消した型式住宅部分等の製造者又は外国製造者の氏名又は名称及び住所
- 二 認証の取消しに係る型式住宅部分等の種類
- 三 認証番号
- 四 認証を取り消した年月日

(旅費の額)

第五十五条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の旅費の額に相当する額（以下この節において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下この節において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第五十六条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第五十七条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(旅費の額)

第四十条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条の旅費の額に相当する額（以下この節において「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下この節において「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第四十一条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番二号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第四十二条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る工場等ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(手数料の納付の方法)

第四十三条 法第四十条第一項の規定による手数料の納付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 国に納める場合 当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて納める。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、現金をもつてすることができる。
- イ 印紙をもつて納め難い事由があるとき。
- ロ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十二條第一項の住宅型式性能認定、法第二十五条第一項若しくは第三十七条第一項の認証又は法第二十八条第一項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の認証の更新の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。
- 二 指定住宅型式性能認定機関又は承認住宅型式性能認定機関に納める場合 法第四十一条

第三項（承認住宅型式性能認定機関にあつては、法第五十条第二項）において準用する法第十五条第一項に規定する認定等業務規程で定めるところにより納める。

（手数料の額）

第四十四条 法第四十条第一項の国土交通省令で定める手数料のうち国又は指定住宅型式性能認定機関が行う認定等に係るものの額は、次の各号に掲げる認定等の処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 住宅型式性能認定 申請一件につき、次の表の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる額の合計額

（い）	（ろ）	（は）
床面積の合計が百平方メートル以内のもの又は床の部分がないもの	一万四千円	一万円
床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	二万円	一万二千元
床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万千円	一万四千円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	三万七千円	一万五千元
床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	五万四千円	一万七千元
床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十六万六千円	一万八千元
床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	二十六万六千円	二万円

二 法第二十五条第一項の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、四十八万円
三 法第三十七条第一項の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、三十九万円に
職員二人が法第三十七条第二項において準用する法第二十七条第二号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため、当該審査に係る工場等の所在地に出張をするとした場合

- に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、第四十条から第四十二条までの規定を運用する。
- 2| 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 同時に行われる申請において、一の型式につき二以上の性能表示事項についてそれぞれ住宅型式性能認定を受けようとする場合 前項第一号の表の（い）欄に掲げる認定を受けようとする住宅又はその部分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に申請件数を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額
- 二 既に型式住宅部分等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式住宅部分等につき新たに型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合 申請一件につき二万五千円
- 三 既に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係る型式部材等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合 申請一件につき二万五千円
- 四 同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合 二万五千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号又は第三号に規定する額の合計額
- 五 一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合 二万五千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号又は第三号に規定する額の合計額
- 六 同時に行われる申請において、一の工場において二以上の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合 三十九万円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号又は第三号に規定する額の合計額
- 3| 法第四十条第一項の国土交通省令で定める手数料のうち承認住宅型式性能認定機関が行う認定等に係るものの額は、次に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認可を受けた額とする。
- 一 手数料の額が当該認定等の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 4| 承認住宅型式性能認定機関は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。
- 一 認可を受けようとする手数料の額（業務の区分ごとに定めたものとする。次号において同じ。）

第三節 登録住宅型式性能認定等機関

(登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の申請)

第五十八条 法第三十一条第一項又は第三十三条第一項の規定による登録を受けようとする者は、別記第四十七号様式の登録住宅型式性能認定等機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第七号の書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意志の決定を証する書類

四 申請者（法人である場合はその役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員。以下この条において同じ。））の氏名、略歴（申請者が住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

五 主要な株主又は社員（有限会社である場合に限る。）の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（認定等の業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の種類及び概要）を記載した書類

七 申請者が法第八条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

八 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者（同条第一号に規定する者にあつては、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び

二 審査一件当たりによする人件費、事務費その他の経費の額

三 旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。第七十条第五項第三号において同じ。）
、
日当及び宿泊料の額

四 その他必要な事項

第三節 指定住宅型式性能認定機関

(指定住宅型式性能認定機関に係る指定の申請)

第四十五条 法第三十九条第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第三十号様式の指定住宅型式性能認定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で認定等の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十一条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 事務所の所在地を記載した書類

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第八条第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第八条第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書

被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。）に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者が法第八条第三号並びに法第四十五条第二号及び第三号に該当しない旨を誓約する書面

十 認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十一 認定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類

十二 その他参考となる事項を記載した書類

（登録住宅型式性能認定等機関登録簿の記載事項）

第五十九条 法第四十六条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録住宅型式性能認定等機関が法人である場合における役員の氏名

二 認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

（公示事項）

第六十条 法第四十四条第三項において適用する法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に規定する事項とする。

（登録住宅型式性能認定等機関に係る変更の届出）

第六十一条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において適用する法第十条第二項の規定により法第四十六条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第四十八号様式の登録住宅型式性能認定等機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の更新）

第六十二条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において適用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合は、別記第四十九号様式の登録住宅型式性能認定等機関登録更新申請書に第六十条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について適用する。

十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 認定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該認定員となるべき者が第四十九条に規定する要件を備える者であることを証する書類

十二 現に行っている業務の概要を記載した書類

十三 認定等の業務の実施に関する計画を記載した書類

十四 その他参考となる事項を記載した書類

（指定住宅型式性能認定機関に係る名称等の変更の届出）

第四十六条 指定住宅型式性能認定機関は、法第四十一条第三項において適用する法第十条第二項の規定によりその名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第三十一号様式の指定住宅型式性能認定機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（指定住宅型式性能認定機関に係る指定の更新）

第四十七条 指定住宅型式性能認定機関は、法第四十一条第三項において適用する法第十一条第一項の指定の更新を受けようとする場合は、別記第三十二号様式の指定住宅型式性能認定機関指定更新申請書に第四十五条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について適用する。

(承継の届出)

第六十三条 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第二項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第五十号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の事業の全部を譲り受けて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した者にあつては、別記第五十一号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第五十二号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第五十三号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続証明書及び戸籍謄本
- 四 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、別記第五十四号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(認定等の業務の実施基準)

第六十四条 法第四十四条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 認定等の方法は、次に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - イ 住宅型式性能認定 次に定める方法に従い、認定員二名以上によつて行うこと。
 - ① 住宅型式性能認定申請書及びその添付図書をもつて審査を行うこと。
 - ② 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。
 - ③ 住宅型式性能認定書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項を指定すること。

ロ 認証及び法第三十六條第一項の規定による認証の更新（以下単に「認証の更新」という。） 次に定める方法に従い、認定員二名以上によつて行うこと。

(1) 型式住宅部分等製造者認証申請書又は型式住宅部分等製造者認証更新申請書及びその添付図書をもつて審査を行うこと。

(2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第三十五條各号（法第三十六條第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

(3) 第七十七條第二項第二号から第五号までに掲げる場合を除き、申請に係る工場等において実地を行うこと。

(4) 型式住宅部分等製造者認証書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項及び建設住宅性能評価において要しない検査を指定すること。

二 登録住宅型式性能認定等機関が認定等の申請を自ら行った場合その他の場合であつて、認定等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る認定等を行わないこと。

三 認定等の業務を行う部門の専任の管理者は、登録住宅型式性能認定等機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 認定等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第六十五条 法第四十四條第三項において準用する法第十八條第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第六十六条 法第四十四條第三項において準用する法第十八條第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録住宅型式性能認定等機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第六十七条 法第四十四条第三項において準用する法第十九条第一項の認定等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 認定等を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定等の対象となるものの概要として次に定めるもの
 - イ 住宅型式性能認定にあつては、当該認定の申請に係る住宅又はその部分の種類、名称、構造、材料その他の概要
 - ロ 認証又は認証の更新にあつては、当該認証又は認証の更新の申請に係る工場等の所在地、名称その他の概要及び製造をする型式住宅部分等に係る住宅型式性能認定番号その他の概要
- 三 認定等の申請を受け付けた年月日
- 四 認証又は認証の更新にあつては、実地検査を行った年月日
- 五 住宅型式性能認定にあつては審査を行った認定員の氏名、認証又は認証の更新にあつては実地検査又は審査を行った認定員の氏名
- 六 審査の結果（認定等をしない場合にあつては、その理由を含む。）
- 七 住宅型式性能認定にあつては認定番号、認証にあつては認証番号、認証の更新にあつては更新に係る認証の認証番号
- 八 住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書を交付した年月日（認定等をしない場合にあつては、その旨を通知した年月日）
- 九 法第五十三条第一項の規定による報告を行った年月日
- 十 認定等に係る公示を行った年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅型式性能認定等機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十四条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 登録住宅型式性能認定等機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十五条第二号において同じ。）は、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第六十八条 法第四十四条第三項において準用する法第十九条第二項の認定等の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる認定等の業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 住宅型式性能認定 住宅型式性能認定申請書及びその添付図書並びに住宅型式性能認定書の写しその他審査の経過及び結果を記載した書類

- 二 認証 型式住宅部分等製造者認証申請書及びその添付図書並びに型式住宅部分等製造者認証書の写しその他審査の経過及び結果を記載した書類
 - 三 認証の更新 認証型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書並びに型式住宅部分等製造者認証書の写しその他審査の経過及び結果を記載した書類
- 2 前項各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅型式性能認定等機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項各号の書類に代えることができる。
- 3 登録住宅型式性能認定等機関は、第一項各号の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十五条第二号において単に「書類」という。）を、当該認定又は認証が失効したときから二十年間保存しなければならない。
- （登録住宅型式性能認定等機関に係る業務の休廃止の届出）
- 第六十九条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第五十五号様式の登録住宅型式性能認定等機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（住宅型式性能認定等の方法）

- 第四十八条 法第四十四条第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に掲げる処分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 住宅型式性能認定 次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。
 - イ 住宅型式性能認定申請書及びその添付図書をもつて審査を行うこと。
 - ロ 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有しているかどうかの判断ができな
 - いと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。
 - ハ 住宅型式性能認定書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項を指定すること。
 - 二 認証及び法第二十八条第一項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認証の更新（以下単に「認証の更新」という。） 次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。
 - イ 型式住宅部分等製造者等認証申請書又は型式住宅部分等製造者等認証更新申請書及びその添付図書をもつて審査を行うこと。
 - ロ 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第二十七
 - 七条各号（法第二十八条第二項及び法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）

）に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

ハ 第四十四条第二項第二号から第五号までに掲げる場合を除き、申請に係る工場等において実地を行うこと。

二 型式住宅部分等製造者等認証書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項及び建設住宅性能評価において要しない検査を指定すること。

（認定員の要件）

第四十九条 法第四十四条第三項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に該当する者であることとする。

一 住宅型式性能認定を行う場合 次のイから三までのいずれかに該当する者

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学、衛生工学その他の認定等の業務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

ロ 建築、機械、電気、衛生その他の認定等の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者

ハ 評価の業務（住宅性能評価に係るものに限る。）において、第十五条第一項第一号に該当する評価員として三年以上の実務の経験を有する者

二 国土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

二 認証又は認証の更新を行う場合 次のイからハまでのいずれかに該当する者

イ 前号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ 建築材料又は建築物の部分の製造、検査又は品質管理（工場等で行われるものに限る。）に係る部門の責任者としてこれらの業務に関して五年以上の実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（認定員の選任及び解任の届出）

第五十条 指定住宅型式性能認定機関は、法第四十四条第三項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第三十三号様式の指定住宅型式性能認定機関認定員選任等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第五十一条 指定住宅型式性能認定機関は、法第四十一条第三項において準用する法第十五条第一項前段の規定により認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第三十四号様式の指定住宅型式性能認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程

(認定等業務規程)

第七十条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項前段の規定により認定等業務規程の届出をしようとするときは、別記第五十六号様式の登録住宅型式性能認定等機関認定等業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第五十七号様式の登録住宅型式性能認定等機関認定等業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第四十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項
- 三 認定等を行う住宅の種類その他認定等の業務の範囲に関する事項
- 四 認定等の業務の実施方法に関する事項
- 五 認定等に係る手数料及びその収納の方法に関する事項
- 六 認定員の選任及び解任に関する事項
- 七 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 認定等の業務の実施及び管理の体制に関する事項
- 九 第六十七条第三項の帳簿その他認定等の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等（法第四十四条第三項において準用する法第十八条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十一 認定等の業務の公正の確保に関する事項
- 十二 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項

4 登録住宅型式性能認定等機関は、認定等業務規程を認定等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧せせるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(登録住宅型式性能認定等機関による認定等の報告)

第七十一条 登録住宅型式性能認定等機関は、認定等を行ったときは、遅滞なく、別記第五十八号様式の認定等を行った旨の報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定住宅型式性能認定機関は、法第四十一条第三項において準用する法第十五条第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第三十五号様式の指定住宅型式性能認定機関認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(認定等業務規程の記載事項)

第五十二条 法第四十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項
- 三 認定等を行う住宅の種類その他認定等の業務の範囲に関する事項
- 四 認定等の業務の実施方法に関する事項
- 五 認定等に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 認定員の選任及び解任に関する事項
- 七 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 認定等の業務の実施体制に関する事項
- 九 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項

(指定住宅型式性能認定機関による認定等の報告)

第五十三条 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行ったときは、遅滞なく、別記第三十六号様式の認定等報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録住宅型式認定等機関は、前項の報告書に記載した事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

(国土交通大臣への報告)

第七十二条 登録住宅型式性能認定等機関は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

- 一 認証型式住宅部分等製造者の技術的生産条件が法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合してしない事実があると思料するとき
- 二 認証型式住宅部分等製造者が法第三十八条の規定に違反する事実があると思料するとき。
- 三 認証型式住宅部分等製造者が不正の手段により認証を受けたと思料するとき。
- 四 住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有していない事実があると思料するとき。
- 五 認証型式住宅部分等製造者が法第三十四条第一号又は第四号に該当する事実があると思料するとき。

(国土交通大臣による通知等)

第七十三条 法第五十三条第二項の規定により国土交通大臣が行う通知及び公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該型式認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該型式に係る住宅又はその部分の種類
- 三 当該型式に係る性能表示事項
- 四 当該型式が住宅に係るものである場合にあつては、当該型式の性能
- 五 当該型式の認定番号
- 六 当該型式を認定した登録住宅型式性能認定等機関の名称
- 七 当該型式の認定年月日
- 八 当該型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有しなくなった日

第七十四条 法第五十三条第三項の規定により国土交通大臣が行う通知及び公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該認証型式住宅部分等製造者の氏名又は名称及び住所
- 二 認証を受けた型式住宅部分等の種類
- 三 当該型式に係る性能表示事項
- 四 当該型式が住宅に係るものである場合にあつては、当該型式の性能
- 五 当該型式の認定番号
- 六 当該型式を認定した登録住宅型式性能認定等機関の名称

七 当該型式の認定年月日
八 法第三十四条第一号又は第四号に該当するに至った日

(帳簿)

第五十四条 法第四十一条第三項において準用する法第十七条第一項の認定等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 認定等を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 認定等の対象となるものの概要として次に定めるもの
 - イ 住宅型式性能認定にあつては、当該認定の申請に係る住宅又はその部分の種類、名称、構造、材料その他の概要
 - ロ 認証又は認証の更新にあつては、当該認証又は認証の更新の申請に係る工場等の所在地、名称その他の概要及び製造をする型式住宅部分等に係る住宅型式性能認定番号その他の概要
- 三 認定等の申請を受けた年月日
- 四 認証又は認証の更新にあつては、実地検査を行つた年月日
- 五 住宅型式性能認定にあつては審査を行つた認定員の氏名、認証又は認証の更新にあつては実地検査又は審査を行つた認定員の氏名
- 六 審査の結果（認定等をしない場合にあつては、その理由を含む。）
- 七 住宅型式性能認定にあつては認定番号、認証にあつては認証番号、認証の更新にあつては更新に係る認証の認証番号
- 八 住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者等認証書を交付した年月日（認定等をしない場合にあつては、その旨を通知した年月日）
- 九 法第四十五条第一項の規定による報告を行つた年月日
- 十 認定等に係る公示を行つた年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定住宅型式性能認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第四十一条第三項において準用する法第十七条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 指定住宅型式性能認定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十七条第二号において同じ。）は、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第五十五条 法第四十一条第三項において準用する法第十七条第二項の認定等の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる認定等の業務の区分に応じ、それぞれ

れ当該各号に定める書類とする。

- 一 住宅型式性能認定 住宅型式性能認定申請書及びその添付図書並びに住宅型式性能認定書の写しその他審査の結果を記載した書類
- 二 認証 型式住宅部分等製造者等認証申請書及びその添付図書並びに型式住宅部分等製造者等認証書の写しその他審査の結果を記載した書類
- 三 認証の更新 型式住宅部分等製造者等認証更新申請書及びその添付図書並びに型式住宅部分等製造者等認証書その他審査の結果を記載した書類

2 前項各号の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定住宅型式性能認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項各号の書類に代えることができる。

3 指定住宅型式性能認定機関は、第一項各号の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十七条第二号において単に「書類」という。）を当該認定又は認証が取り消されたときから二十年間保存しなければならない。

（指定住宅型式性能認定機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第五十六条 指定住宅型式性能認定機関は、法第四十六条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第三十七号様式の指定住宅型式性能認定機関業務休廃止許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定等の業務の引継ぎ）

第五十七条 指定住宅型式性能認定機関は、法第四十八条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 認定等の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 認定等の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

（認定等の業務の引継ぎ）

第七十五条 登録住宅型式性能認定機関は、法第五十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 認定等の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 認定等の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

（手数料の納付の方法）

第七十六条 法第五十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、現金をもつてすることができる。

- 一 印紙をもつて納め難い事由があるとき。
- 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が行う認定等の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料

料を納めるとき。

(手数料の額)

第七十七条 法第五十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる認定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 住宅型式性能認定 申請一件につき、次の表の(い)欄に掲げる区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額

(い)	(ろ)	(は)
床面積の合計が百平方メートル以内のもの又は床の部分がないもの	一万四千百円	一万円
床面積の合計が百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	一万円	一万二千百円
床面積の合計が二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万千百円	一万四千百円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	三万七千百円	一万五千百円
床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	五万四千円	一万七千百円
床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十六万六千百円	一万八千百円
床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	二十六万六千百円	一万円

二 法第三十三条第一項の認証又はその更新 申請に係る工場等一件につき、四十八万四

2) 次の各号に掲げる場合の手料は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 同時に行われる申請において、一の型式につき二以上の性能表示事項についてそれぞれ住宅型式性能認定を受けようとする場合 前項第一号の表の(い)欄に掲げる認定を受け

- ようとする住宅又はその部分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に申請件数を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額
- 二 既に型式住宅部分等製造者の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式住宅部分等につき新たに型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合 申請一件につき二万五千円
- 三 既に建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十八条の十一第一項の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき型式住宅部分等製造者の認証を受けようとする場合 申請一件につき二万五千円
- 四 同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合 二万五千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に規定する額の合計額
- 五 一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合 二万五千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に規定する額の合計額
- 六 同時に行われる申請において、一の工場において二以上の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合 三十九万円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に規定する額の合計額

(指定住宅型式性能認定機関)

第五十七条の二 指定住宅型式性能認定機関のうち、民法第三十四条の規定により設立された法人の名称及び住所、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定住宅型式性能認定機関		認定等の業務を行う	認定等の業務の開始
名称	住所	事務所の所在地	の日
財団法人ベタリーピング	東京都千代田区三番町四番地五	東京都千代田区三番町四番地五相互三番町ビルディング	平成十二年八月一日
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	一 東京都港区虎ノ門三丁目二番二号 二 大阪府大阪市中央区常盤町一丁目三番八号中央大通りエビル	平成十二年八月一日

財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番十号	平成十二年十月三日
財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号友泉茅場町ビル	平成十二年十月三日
財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都港区赤坂二丁目二番十九号	東京都港区赤坂二丁目二番十九号アドレシビル	平成十二年十月三日
財団法人建築環境・省エネルギー機構	東京都千代田区二番町四番地五	東京都千代田区二番町四番地五相互二番町ビルディング	平成十二年十月三日

2 指定住宅型式性能認定機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

第四節 承認住宅型式性能認定機関

(承認住宅型式性能認定機関に係る承認の申請)

第五十八条 法第三十九条第三項の規定による承認を受けようとする者は、別記第三十八号様式の承認住宅型式性能認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表その他経理的基礎を有することを明らかにする書類（以下この号及び第八十三条第二号において「財産目録等」という。）。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録等とする。
- 三 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第八条第一号及び第二号に該当しない旨を明らかにする書類
- 四 第四十四条第三号から第七号まで及び第十号から第十四号までに掲げる書類

(承認住宅型式性能認定機関に係る名称等の変更の届出)

第五十九条 承認住宅型式性能認定機関は、法第五十条第二項において適用する法第十条第二項の規定によりその名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第三十九号様式の承認住宅型式性能認定機関変更届出書を国土交通大臣

に提出しなければならない。

（承認住宅型式性能認定機関に係る承認の更新）

第六十条 承認住宅型式性能認定機関は、法第五十条第二項において準用する法第十一条第一項の承認の更新を受けようとする場合は、別記第四十号様式の承認住宅型式性能認定機関承認更新申請書に第五十八条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定員の選任及び解任の届出）

第六十一条 承認住宅型式性能認定機関は、法第五十条第二項において準用する法第四十四条第三項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第四十一号様式の承認住宅型式性能認定機関認定員選任等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定等業務規程の認可の申請）

第六十二条 承認住宅型式性能認定機関は、法第五十条第二項において準用する法第十五条第一項前段の規定により認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第四十二号様式の承認住宅型式性能認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 承認住宅型式性能認定機関は、法第五十条第二項において準用する法第十五条第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第四十三号様式の承認住宅型式性能認定機関認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（承認住宅型式性能認定機関による認定等の報告）

第六十三条 承認住宅型式性能認定機関は、認定等を行ったときは、遅滞なく、別記第四十四号様式の認定等報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（承認住宅型式性能認定機関に係る業務の休廃止の届出）

第六十四条 承認住宅型式性能認定機関は、法第五十条第二項において準用する法第二十条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第四十五号様式の承認住宅型式性能認定機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（運用）

第三章 特別評価方法認定

第一節 特別評価方法認定

(特別評価方法認定の申請)

第七十八條 特別評価方法認定の申請をしようとする者は、別記第五十九号様式の特別評価方法認定申請書（以下単に「特別評価方法認定申請書」という。）に別記第六十号様式の登録試験機関が作成した当該申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書（以下単に「証明書」という。）を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第六十五條 第四十条から第四十二条までの規定は承認住宅型式性能認定機関の事務所における検査に要する費用に、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十四条及び第五十五条の規定は承認住宅型式性能認定機関が行う認定等の業務について準用する。この場合において、第四十条中「第四条」とあるのは「第五条」と、第四十八条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第五十条第二項において準用する法第四十四条第一項」と、第四十九条中「法第四十四条第二項」とあるのは「法第五十条第二項において準用する法第四十四条第二項」と、第五十二条、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十五条第一項中「法第四十一条第三項」とあるのは「法第五十条第二項」と、第五十四条第一項第九号中「法第四十五条第一項」とあるのは「法第五十条第二項において準用する法第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 特別評価方法認定

第一節 特別評価方法認定

(特別評価方法認定の申請)

第六十六條 特別評価方法認定の申請をしようとする者は、別記第四十六号様式の特別評価方法認定申請書（以下単に「特別評価方法認定申請書」という。）に次に掲げる図書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代えて、特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法（以下この項及び第七十九条第一項第二号において「特別評価方法」という。）の概要を記載した書類
- 二 評価方法基準に従った方法のうち、特別評価方法により代えられるべき部分を明示した書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図、構造詳細図、構造計算書、実験の結果その他の審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下単に「試験」という。）をするために必要な事項を記載した図書
- 2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは試験が困難と認める場合にあっては、当該方法に係る実物又は試験体その他これらに類するもの（次項において「実物等」という。）の提出を求めることができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、指定試験機関又は承認試験機関が作成した法第五十三条第四

項に規定する証明書（以下単に「証明書」という。）を特別評価方法認定申請書に添える場合にあつては、第一項各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。

（特別評価方法認定申請書に記載すべき事項）

第六十七条 法第五十二条第二項の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所
- 二 特別評価方法の名称
- 三 特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

（特別評価方法認定書の交付等）

第六十八条 国土交通大臣は、特別評価方法認定をしたときは、別記第四十七号様式の特別評価方法認定書（以下単に「特別評価方法認定書」という。）を申請者に交付しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、特別評価方法認定をしないときは、別記第四十八号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。
- 3 特別評価方法認定書の交付を受けた者は、特別評価方法認定書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、特別評価方法認定書の再交付を申請することができる。

（手数料の納付の方法）

第六十九条 法第五十四条第一項及び第二項の規定による手数料の納付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 国に納める場合 当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて納める。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、現金をもつてすることができる。
- イ 印紙をもつて納め難い事由があるとき。
- ロ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十二条第一項の特別評価方法認定の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。
- 二 指定試験機関又は承認試験機関に納める場合 法第五十五条第二項（承認試験機関にあつては、法第六十条第二項）において準用する法第十五条第一項に規定する試験業務規程で定めるところにより納める。

（特別評価方法認定申請書に記載すべき事項）

第七十九条 法第五十八条第二項の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所
- 二 特別評価方法の名称
- 三 特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

（特別評価方法認定書の交付等）

第八十条 国土交通大臣は、特別評価方法認定をしたときは、別記第六十一号様式の特別評価方法認定書（以下単に「特別評価方法認定書」という。）を申請者に交付しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、特別評価方法認定をしないときは、別記第六十二号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。
- 3 特別評価方法認定書の交付を受けた者は、特別評価方法認定書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、特別評価方法認定書の再交付を申請することができる。

（手数料）

第八十一条 法第六十条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、現金をもつてすることができる。

- 一 印紙をもつて納め難い事由があるとき。
- 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十八条第一項の特別評価方法認定の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。
- 2 法第六十条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき一万円とする。

（試験の申請）

第八十二条 特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下単に「試験」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第六十三号の申請書に次に掲げる図書を添えて、これを登録試験機関に提出しなければならない。

一 日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従った方法に代えて、特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法（以下この項及び第九十三条第一項において「特別評価方法」という。）の概要を記載した書類

二 評価方法基準に従った方法のうち、特別評価方法により代えられるべき部分を明示した書類

三 前二号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図、構造詳細図、構造計算書、実験の結果その他の審査に係る試験をするために必要な事項を記載した図書

2 登録試験機関は、前項各号に掲げる図書のみでは試験が困難と認める場合にあっては、当該方法に係る実物又は試験体その他これらに類するものの提出を求めることができる。

（証明書の交付等）

第八十三条 登録試験機関は、試験を実施したときは、証明書を申請者に交付しなければならない。

2 証明書の交付を受けた者は、証明書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、証明書の再交付を申請することができる。

（手数料の額）

第七十条 法第五十四条第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき、二万円に、次の表の（い）欄に掲げる認定の区分に応じ、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額とする。ただし、法第五十三条第四項及び第六項の規定により申請する場合にあっては、二万円とする。

（い）			（ろ）	（は）
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定			二十八万円	四万円
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十七万円	五万円

	が定めるものに 係る認定	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十六万円	七万円
		床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	八十四万円	九万円
		床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	百八万円	十一万円
	右に掲げる認定以外のもの		三十五万円	五万円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定			四十五万円	五万円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定			四十五万円	五万円

2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 建築基準法第六十八条の二十六第一項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの（次号において「技術的認定等」という。）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る。）について認定を受けようとする場合
申請一件につき、二万円に、前項の表の（い）欄に掲げる認定の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に二分の一を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額
- 二 技術的認定等を受けた特別評価方法（試験方法又は計算方法に係るものに限る。）について認定を受けようとする場合
申請一件につき、二万円に、前項の表の（い）欄に掲げる認定の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に三分の二を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額
- 三 一の申請において、前項の表の（い）欄に掲げる二以上の認定の区分について認定を受

第二節 登録試験機関

(登録試験機関に係る登録の申請)

第八十四条 法第五十九条第一項の規定による登録を受けようとする者は、別記第六十四号様式の登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第七号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請に係る意志の決定を証する書類

けようとする場合 二万円に、それぞれの認定の区分に係る(ろ)欄に掲げる額(第一号に規定する場合にあつては(ろ)欄に掲げる額に二分の一を乗じた額、前号に規定する場合にあつては(ろ)欄に掲げる額に三分の二を乗じた額)の合計額及びそれぞれの認定の区分に係る(は)欄に掲げる額のうち最も大きい額の合計額を加算した額

- 3 法第五十四条第二項の国土交通省令で定める手数料のうち指定試験機関が行う試験に係るものの額は、第一項又は第二項に規定する額から二万円を減じた額とする。
- 4 法第五十四条第二項の国土交通省令で定める手数料のうち承認試験機関が行う試験に係るものの額は、次に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認可を受けた額とする。
 - 一 手数料の額が当該試験の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
 - 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 承認試験機関は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。
 - 一 認可を受けようとする手数料の額(業務の区分ごとに定めたものとする。次号において同じ。)
 - 二 審査一件当たり要する人件費、事務費その他の経費の額
 - 三 旅費、日当及び宿泊料の額
 - 四 その他必要な事項

第二節 指定試験機関

(指定試験機関に係る指定の申請)

第七十一条 法第五十三条第二項の規定による指定を受けようとする者は、別記第四十九号様式の指定試験機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で試験の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十一条に規定する構成員の氏名及び略

四 申請者（法人である場合はその役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員。以下この条において同じ。））の氏名、略歴（申請者が住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

五 主要な株主又は社員（有限会社である場合に限る。）の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（試験の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要）を記載した書類

七 申請者が法第八条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

八 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者（同条第一号に規定する者にあつては、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。）に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者が法第八条第三号並びに法第六十二条第二号及び第三号に該当しない旨を誓約する書面

十 試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十一 試験員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類

十二 その他参考となる事項を記載した書類

（登録試験機関登録簿の記載事項）

第八十五条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録試験機関が法人である場合における役員の氏名

二 試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

（公示事項）

第八十六条 法第六十一条第三項において準用する法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に規定する事項とする。

歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 事務所の所在地を記載した書類

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第八条第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第八条第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書

十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 試験員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該試験員となるべき者が第七十五条に規定する要件を備える者であることを証する書類

十二 現に行っている業務の概要を記載した書類

十三 試験の業務の実施に関する計画を記載した書類

十四 その他参考となる事項を記載した書類

(登録試験機関に係る変更の届出)

第八十七条 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第十条第二項の規定により法第六十三条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第六十五号様式の登録試験機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録試験機関に係る登録の更新)

第八十八条 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合は、別記第六十六号様式の登録試験機関登録更新申請書に第八十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第八十五条及び第八十六条の規定は、登録住宅講習機関に係る登録の更新について準用する。

(承継の届出)

第八十九条 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第二項の規定により登録試験機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第六十七号様式の登録試験機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録試験機関の事業の全部を譲り受けて登録試験機関の地位を承継した者にあつては、別記第六十八号様式の登録試験機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録試験機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記様式第六十九号様式の登録試験機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録試験機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第七十号様式の登録試験機関事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録試験機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録試験機関の地位を承継した法人にあつては、別記第七十一号様式の登録試験機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(試験の業務の実施基準)

(指定試験機関に係る名称等の変更の届出)

第七十二条 指定試験機関は、法第五十五条第二項において準用する法第十条第二項の規定によりその名称若しくは住所又は試験の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第五十号様式の指定試験機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(指定試験機関に係る指定の更新)

第七十三条 指定試験機関は、法第五十五条第二項において準用する法第十一条第一項の指定の更新を受けようとする場合は、別記第五十一号様式の指定試験機関指定更新申請書に第七十一条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 第九十条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 次に定める方法に従い、試験員二名以上によつて行うこと。
 - イ 審査の手順を業務方法書として定めるとともに、当該業務方法書に従つて審査を行うこと。
 - ロ 第八十二条第一項各号に規定する図書をもつて審査を行うこと。
 - ハ 添付図書のうち、試験の結果を記載した図書をもつて審査を行う場合は、当該特別評価方法の適用範囲の全てにわたり最も不利な条件において、日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有することが、当該図書によつて検証されたものであることを確認すること。
 - 二 審査を行うに際し、図書の記載事項に疑義があり、提出された図書のみでは試験を行うことが困難であると認めるときは、追加の図書を求めて審査を行うこと。
 - 三 登録試験機関が試験の申請を自ら行つた場合その他の場合であつて、試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る試験を行わないこと。
 - 四 試験の業務を行う部門の専任の管理者は登録試験機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
- 四 試験の業務に関し支払ふことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

(試験の方法)

- 第七十四条 法第五十八条第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、試験員二名以上によつて行うこととする。
- 一 第六十六条第一項各号に掲げる図書をもつて審査を行うこと。
 - 二 審査を行うに際し、図書の記載事項に疑義があり、提出された図書のみでは試験を行うことが困難であると認めるときは、追加の図書を求めて審査を行うこと。
 - 三 前二号の図書のみでは、試験を行うことが困難であると認めるときは、申請者にその旨を通知し、試験に係る実物等の提出を受け、当該試験を行うことが困難であると認める事項について追加試験その他の方法により審査を行うこと。

(試験員の要件)

- 第七十五条 法第五十八条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。
- 一 学校教育法に基づく大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学、衛生工学その他の試験の業務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

- 二 建築、機械、電気、衛生その他の試験の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者
- 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(試験員の選任及び解任の届出)

第七十六条 指定試験機関は、法第五十八条第三項の規定によりその試験員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第五十二号様式の指定試験機関試験員選任等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(試験業務規程の認可の申請)

第七十七条 指定試験機関は、法第五十五条第二項において準用する法第十五条第一項前段の規定により試験業務規程の認可を受けようとするときは、別記第五十三号様式の指定試験機関試験業務規程認可申請書に当該認可に係る試験業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2) 指定試験機関は、法第五十五条第二項において準用する法第十五条第一項後段の規定により試験業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第五十四号様式の指定試験機関試験業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(試験業務規程の記載事項)

第七十八条 法第五十五条第二項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 試験の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が試験の業務を行う区域に関する事項
- 三 試験を行う住宅の種類その他試験の業務の範囲に関する事項
- 四 試験の業務の実施方法に関する事項
- 五 試験に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 試験員の選任及び解任に関する事項
- 七 試験の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 試験の業務の実施体制に関する事項
- 九 その他試験の業務の実施に関し必要な事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第九十一条 法第六十一条第三項において準用する法第十八条第二項第三号の国土交通省令で

定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第九十二条 法第六十一条第三項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第九十三条 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第一項の試験の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 試験を申請した者の氏名又は名称及び住所
 - 二 試験の申請に係る特別評価方法の名称
 - 三 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項
 - 四 試験の申請を受けた年月日
 - 五 試験を行つた試験員の氏名
 - 六 証明書の交付を行つた年月日
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十一条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。
- 3 登録試験機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第九十七条第二号において同じ。)は、試験の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第九十四条 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第二項の試験の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第八十二条第一項各号に掲げる図書及び証明書の写しその他の審査の経過及び結果を記載した書類とする。

- 2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応

(帳簿)

第七十九条 法第五十五条第二項において準用する法第十七条第一項の試験の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 試験を申請した者の氏名又は名称及び住所
 - 二 試験の申請に係る特別評価方法の名称
 - 三 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項
 - 四 試験の申請を受けた年月日
 - 五 試験を行つた試験員の氏名
 - 六 証明書の交付を行つた年月日
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十五条第二項において準用する法第十七条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。
- 3 指定試験機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第八十二条第一号において同じ。)は、試験の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第八十条 法第五十五条第二項において準用する法第十七条第二項の試験の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第六十六条第一項各号に掲げる図書及び証明書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

- 2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応

じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。

3 登録試験機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第九十七条第二号において単に「書類」という。）を、当該書類に係る特別評価方法認定が取り消されたときから二十年間保存しなければならない。

（登録試験機関に係る業務の休廃止の届出）

第九十五条 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第七十二号様式の登録試験機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（試験業務規程）

第九十六条 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第四十九条第一項前段の規定により試験業務規程の届出をしようとするときは、別記第七十三号様式の登録試験機関試験業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第四十九条第一項後段の規定により試験業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第七十四号様式の登録試験機関試験業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第六十一条第三項において準用する法第四十九条第二項の国土交通省令で定める事項は次に掲げるものとする。

- 一 試験の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が試験の業務を行う区域に関する事項
- 三 試験を行う住宅の種類その他試験の業務の範囲に関する事項
- 四 試験の業務の実施方法に関する事項
- 五 試験に係る手数料及びその収納の方法に関する事項
- 六 試験員の選任及び解任に関する事項
- 七 試験の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 試験の業務の実施及び管理の体制に関する事項
- 九 第九十三条第三項の帳簿その他試験の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等（法第六十一条第三項において準用する法第十八条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十一 試験の業務の公正の確保に関する事項
- 十二 その他試験の業務の実施に関し必要な事項

4 登録試験機関は、試験業務規程を試験の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に

じ指定試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。

3 指定試験機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第八十二条第二号において単に「書類」という。）を、当該書類に係る特別評価方法認定が取り消されたときから二十年間保存しなければならない。

（指定試験機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第八十一条 指定試験機関は、法第五十五条第二項において準用する法第四十六条第一項の規定により試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第五十五号様式の指定試験機関業務休廃止許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(試験の業務の引継ぎ)

第九十七条 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第五十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(国土交通大臣が行う試験に係る手数料の納付の方法)

第九十八条 法第六十一条第三項の規定において準用する法第五十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、次の名号のいずれかに該当する場合においては、現金をもつてすることができる。

- 一 印紙をもつて納め難い事由があるとき。
- 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が行う認定等の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

(試験の業務の引継ぎ)

第八十二条 指定試験機関は、法第五十五条第二項において準用する法第四十八条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(指定試験機関)

第八十二条の二 指定試験機関のうち、民法第三十四条の規定により設立された法人の名称及び住所、試験の業務を行う事務所の所在地並びに試験の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定試験機関		試験の業務を行う事務所の所在地	試験の業務の開始の日
名称	住所		
財団法人ベターリビング	東京都千代田区二番町四番地五	東京都千代田区二番町四番地五相互二番町ビルディング	平成十二年八月一日
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	一 東京都港区虎ノ門三丁目二番三十三森ビル 二 大阪府大阪市中央区常盤町一丁目三番八号中央大通りデビル	平成十二年八月一日
財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	大阪府大阪市中央区南新町一丁目二番十一号	平成十二年十月三日
財団法人建材試験センター	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目九番八号友泉茅場町ビル	平成十二年十月三日
財団法人建築環境・省エネルギー機構	東京都千代田区二番町四番地五	東京都千代田区二番町四番地五相互二番	平成十二年十月三日

(国土交通大臣が行う試験の手数料の額)

第九十九条 法第六十一条第三項において準用する法第五十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき、次の表の（い）欄に掲げる認定の区分に応じ、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額とする。

（い）			（ろ）	（は）
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定			二十八万円	四万円
特別の構造方法に応じ、 方法の認定	構造の安定に 関する性能表 示事項として 国土交通大臣 が定めるもの に係る認定	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十七万円	五万円
		床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十六万円	七万円
		床面積の合計が三千平方メートルを超え、一十万平方メートル以内のもの	八十四万円	九万円

		町ビルディング	
2	指定試験機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、試験の業務を行う事務所の所在地並びに試験の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。		

	右に掲げる認定以外のもの	三十五万円	五万円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定		四十五万円	五万円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定		四十五万円	五万円

2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 建築基準法第六十八条の二十六第一項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの（次号において「技術的認定等」という。）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る。）について認定を受けようとする場合申請一件につき、前項の表の（い）欄に掲げる認定の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に二分の一を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額
- 二 技術的認定等を受けた特別評価方法（試験方法又は計算方法に係るものに限る。）について認定を受けようとする場合 申請一件につき、前項の表の（い）欄に掲げる認定の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に三分の二を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額
- 三 一の申請において、前項の表の（い）欄に掲げる二以上の認定の区分について認定を受けようとする場合 それぞれの認定の区分に係る（ろ）欄に掲げる額（第一号に規定する場合にあつては（ろ）欄に掲げる額に二分の一を乗じた額、前号に規定する場合にあつては（ろ）欄に掲げる額に三分の二を乗じた額）の合計額及びそれぞれの認定の区分に係る（は）欄に掲げる額のうち最も大きい額の合計額を加算した額

第三節 承認試験機関

（承認試験機関に係る承認の申請）

第八十三条 法第五十三条第五項の規定による承認を受けようとする者は、別記第五十六号様式の承認試験機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録等。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録等とする。
- 三 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第八条第一号及び第二号に該当しない旨を明らかにする書類
- 四 第七十一条第三号から第七号まで及び第十号から第十四号までに掲げる書類

（承認試験機関に係る名称等の変更の届出）

第八十四条 承認試験機関は、法第六十条第二項において運用する法第十条第二項の規定によりその名称若しくは住所又は試験の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、

別記第五十七号様式の承認試験機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（承認試験機関に係る承認の更新）

第八十五条 承認試験機関は、法第六十条第二項において運用する法第十一条第一項の承認の更新を受けようとする場合は、別記第五十八号様式の承認試験機関承認更新申請書に第八十三条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（試験員の選任及び解任の届出）

第八十六条 承認試験機関は、法第六十条第二項において運用する法第四十四条第三項の規定によりその試験員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第五十九号様式の承認試験機関試験員選任等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（試験業務規程の認可の申請）

第八十七条 承認試験機関は、法第六十条第二項において運用する法第十五条第一項前段の規定により試験業務規程の認可を受けようとするときは、別記第六十号様式の承認試験機関試験業務規程認可申請書に当該認可に係る試験業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 承認試験機関は、法第六十条第二項において運用する法第十五条第一項後段の規定により試験業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第六十一号様式の承認試験機関試験業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（承認試験機関に係る業務の休廃止の届出）

第八十八条 承認試験機関は、法第六十条第二項において運用する法第二十条第一項の規定により試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第六十二号様式の承認試験機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（運用）

第八十九条 第四十条から第四十二条までの規定は承認試験機関の事務所における検査に要する費用に、第七十四条、第七十五条及び第七十八条から第八十条までの規定は承認試験機関が行う試験の業務について運用する。この場合において、第四十条中「第四条」とあるのは「第五条」と、第五十四条中「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六十条第二項において運用する法第五十八条第一項」と、第七十五条中「法第五十八条第二項」とあるのは「法第六十条第二項において運用する法第五十八条第二項」と、第七十八条、第七十九条第一項及び第二項並びに第八十条第一項中「法第五十五条第二項」とあるのは「法第六十条第二項

第四章 住宅に係る紛争処理体制

第一節 指定住宅紛争処理機関

(指定住宅紛争処理機関に係る指定の申請)

第百条 法第六十六条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 紛争処理の業務を行おうとする事務所の所在地
 - 三 紛争処理の業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、指定の申請をしようとする者が弁護士会である場合にあつては第一号、第四号、第六号及び第八号、弁護士会以外の者である場合にあつては次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 弁護士法（昭和二十四年法律二百五号）第三十三条第一項に規定する会則、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）及び貸借対照表
 - 三 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 四 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 六 紛争処理委員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類
 - 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 八 その他参考となる事項を記載した書類

(紛争処理委員の変更の届出)

第百一条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理委員に変更があつた場合においては、遅滞なく、新たに選任した紛争処理委員の氏名及び略歴を記載した書類を添付して、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(指定住宅紛争処理機関である旨の掲示)

第百二条 指定住宅紛争処理機関は、その名称及び「指定住宅紛争処理機関」の文字を、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所に掲示しなければならない。

」と読み替えるものとする。

第四章 住宅に係る紛争処理体制

第一節 指定住宅紛争処理機関

(指定住宅紛争処理機関に係る指定の申請)

第九十条 法第六十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 紛争処理の業務を行おうとする事務所の所在地
 - 三 紛争処理の業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、指定の申請をしようとする者が弁護士会である場合にあつては第一号、第四号、第六号及び第八号、弁護士会以外の者である場合にあつては次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 弁護士法（昭和二十四年法律二百五号）第三十三条第一項に規定する会則、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）及び貸借対照表
 - 三 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 四 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 六 紛争処理委員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類
 - 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 八 その他参考となる事項を記載した書類

(紛争処理委員の変更の届出)

第九十一条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理委員に変更があつた場合においては、遅滞なく、新たに選任した紛争処理委員の氏名及び略歴を記載した書類を添付して、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(指定住宅紛争処理機関である旨の掲示)

第九十二条 指定住宅紛争処理機関は、その名称及び「指定住宅紛争処理機関」の文字を、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定住宅紛争処理機関に係る業務の休廃止の届出)

第百三条 指定住宅紛争処理機関は、**法第六十六条第三項**において運用する**法第二十三条第一項**の規定により紛争処理の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、**別記第七十五号様式**の指定住宅紛争処理機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(住宅紛争処理の申請)

第百四条 住宅紛争処理の申請をしようとする者は、**別記第七十六号様式**の住宅紛争処理申請書(次項において単に「住宅紛争処理申請書」という。)を指定住宅紛争処理機関に提出しなければならない。

2 仲裁の申請をする場合においては、法による仲裁に付する旨の合意を証する書面を住宅紛争処理申請書に添付しなければならない。

(あつせん又は調停の開始)

第百五条 指定住宅紛争処理機関は、当事者の双方又は一方から、あつせん又は調停の申請がなされたときは、あつせん又は調停を行う。

(あつせん)

第百六条 指定住宅紛争処理機関によるあつせんは、三人以内のあつせん委員がこれを行う。

2 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めるものとする。

(調停)

第百七条 指定住宅紛争処理機関による調停は、三人以内の調停委員がこれを行う。

2 指定住宅紛争処理機関は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。

(あつせん又は調停をしない場合)

第百八条 指定住宅紛争処理機関は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

(指定住宅紛争処理機関に係る業務の休廃止の届出)

第九十三条 指定住宅紛争処理機関は、**法第六十二条第三項**において運用する**法第二十条第一項**の規定により紛争処理の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、**別記第六十三号様式**の指定住宅紛争処理機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(住宅紛争処理の申請)

第九十四条 住宅紛争処理の申請をしようとする者は、**別記第六十四号様式**の住宅紛争処理申請書(次項において単に「住宅紛争処理申請書」という。)を指定住宅紛争処理機関に提出しなければならない。

2 仲裁の申請をする場合においては、法による仲裁に付する旨の合意を証する書面を住宅紛争処理申請書に添付しなければならない。

(あつせん又は調停の開始)

第九十五条 指定住宅紛争処理機関は、当事者の双方又は一方から、あつせん又は調停の申請がなされたときは、あつせん又は調停を行う。

(あつせん)

第九十六条 指定住宅紛争処理機関によるあつせんは、二人以内のあつせん委員がこれを行う。

2 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めるものとする。

(調停)

第九十七条 指定住宅紛争処理機関による調停は、二人以内の調停委員がこれを行う。

2 指定住宅紛争処理機関は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。

(あつせん又は調停をしない場合)

第九十八条 指定住宅紛争処理機関は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

(あつせん又は調停における期日調書等の保存)

第九十九条 指定住宅紛争処理機関は、住宅紛争処理の手續が終了した日から二十年間、審理の経過を記載した期日調書その他当該事件に関する書類を保存しなければならない。

(仲裁の開始)

第百九条 指定住宅紛争処理機関は、当事者間に法による仲裁に付する旨の合意がある場合であつて、当事者の双方又は一方から仲裁の申請がなされたときは、仲裁を行う。

(仲裁)

第百十条 指定住宅紛争処理機関による仲裁は、三人以内の仲裁委員がこれを行う。

- 2 仲裁委員は、紛争処理委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、指定住宅紛争処理機関の長が指名する。
- 3 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定（以下この項において「合意選定」という。）がなされない場合において、合意選定がなされていない仲裁委員となるべき者は、紛争処理委員のうちから指定住宅紛争処理機関の長が指名する。ただし、合意選定がなされていない仲裁委員となるべき者が二人又は三人である場合においては、仲裁委員のうち二人は、紛争処理委員のうちから当事者がそれぞれ一人ずつ選定した者につき、指定住宅紛争処理機関の長が指名する。
- 4 指定住宅紛争処理機関の行う仲裁については、法及びこの規則に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定に準じて行うものとする。

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

- 第百十一条 指定住宅紛争処理機関は、仲裁委員が死亡、解任、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 2 前条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

(あつせん等における期日調査等の保存)

第百十二条 指定住宅紛争処理機関は、住宅紛争処理の手續が終了した日から二十年間、審理の経過を記載した期日調査その他当該事件に関する書類を保存しなければならない。

(選任すべき紛争処理委員の数)

第百十三条 法第六十八条第一項の国土交通省令で定める数は、十人とする。

(住宅紛争処理の申請手数料)

第百十四条 法第七十三条第一項の規定による申請手数料の納付は、住宅紛争処理支援センターが指定する口座に当該申請手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、指定

(仲裁の開始)

第百条 指定住宅紛争処理機関は、当事者間に法による仲裁に付する旨の合意がある場合であつて、当事者の双方又は一方から仲裁の申請がなされたときは、仲裁を行う。

(仲裁)

第百一条 指定住宅紛争処理機関による仲裁は、三人以内の仲裁委員がこれを行う。

- 2 仲裁委員は、紛争処理委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、指定住宅紛争処理機関の長が指名する。
- 3 当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定（以下この項において「合意選定」という。）がなされない場合において、合意選定がなされていない仲裁委員となるべき者は、紛争処理委員のうちから指定住宅紛争処理機関の長が指名する。ただし、合意選定がなされていない仲裁委員となるべき者が二人又は三人である場合においては、仲裁委員のうち二人は、紛争処理委員のうちから当事者がそれぞれ一人ずつ選定した者につき、指定住宅紛争処理機関の長が指名する。
- 4 指定住宅紛争処理機関の行う仲裁については、法及びこの規則に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定に準じて行うものとする。

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

- 第百二条 指定住宅紛争処理機関は、仲裁委員が死亡、解任、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 2 前条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

(選任すべき紛争処理委員の数)

第百三条 法第六十四条第一項の国土交通省令で定める数は、十人とする。

(住宅紛争処理の申請手数料)

第百四条 法第六十九条第一項の規定による申請手数料の納付は、住宅紛争処理支援センターが指定する口座に当該申請手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面を、指定住

住宅紛争処理機関に対し、提出することにより行わなければならない。

- 2 法第七十三条第一項の国土交通省令で定める額は、一万円とする。

(当事者が負担する費用)

第百十五条 指定住宅紛争処理機関は、当事者の申立てに係る鑑定、証人の出頭その他の住宅紛争処理の手續に要する費用で、指定住宅紛争処理機関の長が相当と認めるものを、当事者に負担させることができる。

(区分経理の方法)

第百十六条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務に関する経理について特別の勘定を設け、紛争処理の業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。

- 2 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務と紛争処理の業務以外の業務の双方に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

第二節 住宅紛争処理支援センター

(支援等業務規程で定めるべき事項)

第百十七条 法第八十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 支援等の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 支援等の業務を行う事務所に係る事項
- 三 支援等の業務の実施の方法に関する事項
- 四 支援等の業務に関する書類の管理に関する事項
- 五 その他支援等の業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第百十八条 法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の支援等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第八十三条第一項第二号の情報及び資料の名称並びにこれらを収集した年月日
- 二 法第八十三条第一項第三号の調査及び研究の名称並びにこれらを行つた年月日
- 三 法第八十三条第一項第四号の研修の名称及びこれを行つた年月日
- 四 法第八十三条第一項第六号の相談、助言及び苦情の処理を行つた年月日及び相手方の氏名
- 五 法第八十三条第一項第七号の相談、助言及び苦情の処理を行つた年月日

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され

住宅紛争処理機関に対し、提出することにより行わなければならない。

- 2 法第六十九条第一項の国土交通省令で定める額は、一万円とする。

(当事者が負担する費用)

第百五条 指定住宅紛争処理機関は、当事者の申立てに係る鑑定、証人の出頭その他の住宅紛争処理の手續に要する費用で、指定住宅紛争処理機関の長が相当と認めるものを、当事者に負担させることができる。

(区分経理の方法)

第百六条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務に関する経理について特別の勘定を設け、紛争処理の業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。

- 2 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務と紛争処理の業務以外の業務の双方に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

第二節 住宅紛争処理支援センター

(支援等業務規程で定めるべき事項)

第百七条 法第七十八条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 支援等の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 支援等の業務を行う事務所に係る事項
- 三 支援等の業務の実施の方法に関する事項
- 四 支援等の業務に関する書類の管理に関する事項
- 五 その他支援等の業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第百八条 法第七十八条第三項において準用する法第十七条第一項の支援等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十九条第一項第二号の情報及び資料の名称並びにこれらを収集した年月日
- 二 法第七十九条第一項第三号の調査及び研究の名称並びにこれらを行つた年月日
- 三 法第七十九条第一項第四号の研修の名称及びこれを行つた年月日
- 四 法第七十九条第一項第六号及び第七号の相談、助言及び苦情の処理を行つた年月日並びに相手方の氏名

- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され

、必要に応じ住宅紛争処理支援センター（以下「センター」という。）において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

- 3 センターは、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、支援等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第百十九条 法第八十二条第三項において準用する法第十九条第二項の支援等の業務に関する書類（以下この条において単に「書類」という。）で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 第百二十一条第一項の期首計画書、助成金使途計画書及び設備購入計画書
- 二 第百二十三条第一項の助成金使途報告書及び紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることを証すべき書面

- 2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイルまたは磁気ディスクをもって前項各号の書類に代えることができる。

- 3 センターは、第一項各号の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、支援等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（助成の対象となる費用）

第百二十条 指定住宅紛争処理機関の支出に計上することができる費用は、次の各号に掲げる費目に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- 一 人件費 紛争処理の業務に従事する役員又は職員に支払う基本給、手当、賞与、法定福利費、法定外福利費及び退職金並びに紛争処理の業務に従事する役員又は職員であつた者に支払う退職金のうち、実質的に紛争処理の業務に従事したと認められる部分に相当する費用

- 二 事務所使用料 紛争処理の業務のために使用する事務所の賃料（当該事務所が指定住宅紛争処理機関の所有するものである場合にあつては、適正な算出方法により算定した賃料に相当する費用）のうち、実質的に紛争処理の業務のために使用したと認められる部分に相当する費用

- 三 貸会議室使用料 審理その他の紛争処理の業務のために使用する会議室（一時的に賃借する室で、賃借する時間によつて賃料が定められたものをいう。）の賃料

- 四 紛争処理委員謝金 法第六十八条第二項の規定により事件ごとに指名された紛争処理委員（次号において「指名紛争処理委員」という。）に対して支払う謝金

、必要に応じ住宅紛争処理支援センター（以下「センター」という。）において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十八条第三項において準用する法第十七条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

- 3 センターは、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、支援等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第百九条 法第七十八条第三項において準用する法第十七条第二項の支援等の業務に関する書類（以下この条において単に「書類」という。）で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 第百十一条第一項の期首計画書、助成金使途計画書及び設備購入計画書
- 二 第百十三条第一項の助成金使途報告書及び紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることを証すべき書面

- 2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項各号の書類に代えることができる。

- 3 センターは、第一項各号の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、支援等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（助成の対象となる費用）

第百十条 指定住宅紛争処理機関の支出に計上することができる費用は、次の各号に掲げる費目に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- 一 人件費 紛争処理の業務に従事する役員又は職員に支払う基本給、手当、賞与、法定福利費、法定外福利費及び退職金並びに紛争処理の業務に従事する役員又は職員であつた者に支払う退職金のうち、実質的に紛争処理の業務に従事したと認められる部分に相当する費用

- 二 事務所使用料 紛争処理の業務のために使用する事務所の賃料（当該事務所が指定住宅紛争処理機関の所有するものである場合にあつては、適正な算出方法により算定した賃料に相当する費用）のうち、実質的に紛争処理の業務のために使用したと認められる部分に相当する費用

- 三 貸会議室使用料 審理その他の紛争処理の業務のために使用する会議室（一時的に賃借する室で、賃借する時間によつて賃料が定められたものをいう。）の賃料

- 四 紛争処理委員謝金 法第六十四条第二項の規定により事件ごとに指名された紛争処理委員（次号において「指名紛争処理委員」という。）に対して支払う謝金

- 五 鑑定・現地調査費 鑑定又は指名紛争処理委員が行う現地調査に要する費用
 - 六 設備費 紛争処理の業務のために使用する設備の購入費用
 - 七 諸雑費 前各号に掲げるもののほか、光熱水費、通信費、消耗品費、旅費その他紛争処理の業務に要する費用
 - 八 設立準備費 法第六十六条第一項の規定による指定以前に紛争処理の業務を開始するために要した費用
- 2 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務に要する費用について、前項各号に掲げる費目外の費目を設けることができる。

(助成金使途計画書等の提出)

- 第百一十一条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、別記第七十七号様式の助成金使途計画書に、別記第七十八号様式の期首計画書及び別記第七十九号様式の設備購入計画書を添えて、当該事業年度開始の日の一月前までに（法第六十六条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、センターに提出しなければならない。
- 2 指定住宅紛争処理機関は、前項の規定により提出した期首計画書又は設備購入計画書の記載内容を変更しようとするときは、その変更に係る書面をセンターに提出しなければならない。
- 3 センターは、前二項の規定により提出された助成金使途計画書、期首計画書又は設備購入計画書の記載内容が適正でないとする場合には、指定住宅紛争処理機関から理由を聴取し、又はその補正を求めるものとする。

(助成)

- 第百一十二条 センターは、助成金使途計画書に記載された助成金収入の予算額を、一時に又は分割して、指定住宅紛争処理機関に助成するものとする。
- 2 指定住宅紛争処理機関は、前項の規定により助成された金額が不足する見込みがあると認める場合においては、センターに対し、必要な金額の助成を請求することができる。この場合において、センターは、当該請求が適正と認める場合においては、遅滞なく、当該請求に係る金額を助成するものとする。

(助成金使途報告書等の提出)

- 第百一十三条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、別記第八十号様式の助成金使途報告書に、貸金台帳、事務所の賃貸借契約書、領収書その他の紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることを証すべき書面を添えて、当該事業年度経過後三月以内に、センターに提出しなければならない。
- 2 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、当該事業年度における次に掲げる金額の合計額が

- 五 鑑定・現地調査費 鑑定又は指名紛争処理委員が行う現地調査に要する費用
 - 六 設備費 紛争処理の業務のために使用する設備の購入費用
 - 七 諸雑費 前各号に掲げるもののほか、光熱水費、通信費、消耗品費、旅費その他紛争処理の業務に要する費用
 - 八 設立準備費 法第六十二条第一項の規定による指定以前に紛争処理の業務を開始するために要した費用
- 2 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務に要する費用について、前項各号に掲げる費目以外の費目を設けることができる。

(助成金使途計画書等の提出)

- 第百一十一条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、別記第六十五号様式の助成金使途計画書に、別記第六十六号様式の期首計画書及び別記第六十七号様式の設備購入計画書を添えて、当該事業年度開始の日の一月前までに（法第六十二条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、センターに提出しなければならない。
- 2 指定住宅紛争処理機関は、前項の規定により提出した期首計画書又は設備購入計画書の記載内容を変更しようとするときは、その変更に係る書面をセンターに提出しなければならない。
- 3 センターは、前二項の規定により提出された助成金使途計画書、期首計画書又は設備購入計画書の記載内容が適正でないとする場合には、指定住宅紛争処理機関から理由を聴取し、又はその補正を求めるものとする。

(助成)

- 第百一十二条 センターは、助成金使途計画書に記載された助成金収入の予算額を、一時に又は分割して、指定住宅紛争処理機関に助成するものとする。
- 2 指定住宅紛争処理機関は、前項の規定により助成された金額が不足する見込みがあると認める場合においては、センターに対し、必要な金額の助成を請求することができる。この場合において、センターは、当該請求が適正と認める場合においては、遅滞なく、当該請求に係る金額を助成するものとする。

(助成金使途報告書等の提出)

- 第百一十三条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、別記第六十八号様式の助成金使途報告書に、貸金台帳、事務所の賃貸借契約書、領収書その他の紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることを証すべき書面を添えて、当該事業年度経過後三月以内に、センターに提出しなければならない。
- 2 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、当該事業年度における次に掲げる金額の合計額が

ら支出（紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることが明らかでなく、又は紛争処理の業務に要する費用に係る支出として適正でないとセンターが認めたものを除く。）の合計額を控除した額を、センターに返還しなければならない。

- 一 前条の規定により助成された金額
- 二 法第七十三条第一項に規定する申請手数料による収入
- 三 第百十五条の規定により当事者が負担した費用

(区分経理の方法)

- 第百二十四条 センターは、評価住宅関係業務に関する経理について特別の勘定を設け、評価住宅関係業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。
- 2 センターは、評価住宅関係業務と評価住宅関係業務以外の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

第五章 細則

(権限の委任)

第百二十五条 法第三章第二節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その評価の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う登録住宅性能評価機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。ただし、法第十六条第三項、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項及び第二十四条に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則

- 1 この省令は、平成十八年三月一日から施行する。
- 2 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十一号）附則第三条の表の第一号中欄に規定する指定を受けた区分に相当するものとして国土交通省令で定める区分は、次の表の各号の上欄に掲げる区分に応じ、当該各号の下欄に定める区分とする。

一	この省令による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「旧施行規則」という。）第九条第一号に係る指定	この省令による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「新施行規則」という。）第九条第一号の区分
二	旧施行規則第九条第二号に係る指定	新施行規則第九条第一号の区分
三	旧施行規則第九条第三号に係る指定	新施行規則第九条第二号の区分
四	旧施行規則第九条第四号に係る指定	新施行規則第九条第二号の区分
五	旧施行規則第九条第五号に係る指定	新施行規則第九条第三号の区分

ら支出（紛争処理の業務に要する費用に係る支出であることが明らかでなく、又は紛争処理の業務に要する費用に係る支出として適正でないとセンターが認めたものを除く。）の合計額を控除した額を、センターに返還しなければならない。

- 一 前条の規定により助成された金額
- 二 法第六十九条第一項に規定する申請手数料による収入
- 三 第百五条の規定により当事者が負担した費用

(区分経理の方法)

- 第百十四条 センターは、評価住宅関係業務に関する経理について特別の勘定を設け、評価住宅関係業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。
- 2 センターは、評価住宅関係業務と評価住宅関係業務以外の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

六	旧施行規則第九条第六号に係る指定	新施行規則第九条第三号の区分
七	旧施行規則第九条第七号に係る指定	新施行規則第九条第一号の区分
八	旧施行規則第九条第八号に係る指定	新施行規則第九条第一号の区分
九	旧施行規則第九条第九号に係る指定	新施行規則第九条第二号の区分
十	旧施行規則第九条第十号に係る指定	新施行規則第九条第二号の区分
十一	旧施行規則第九条第十一号に係る指定	新施行規則第九条第三号の区分
十二	旧施行規則第九条第十二号に係る指定	新施行規則第九条第三号の区分
十三	旧施行規則第九条第十三号に係る指定	新施行規則第九条第一号の区分
十四	旧施行規則第九条第十四号に係る指定	新施行規則第九条第一号の区分
十五	旧施行規則第九条第十五号に係る指定	新施行規則第九条第二号の区分
十六	旧施行規則第九条第十六号に係る指定	新施行規則第九条第二号の区分
十七	旧施行規則第九条第十七号に係る指定	新施行規則第九条第三号の区分
十八	旧施行規則第九条第十八号に係る指定	新施行規則第九条第三号の区分